

建築士 賠償責任補償制度 (けんばい)

Architects & Engineers
Liability Insurance

2026年度4月改定のご案内

●特約保険料の引き下げ

法令基準未達補償、構造基準未達補償、工事監理補償（法令・構造）の保険料引き下げ改定をします。

●無事故割引の拡大

無事故期間5年から、最大15%の割引に拡大します。

●工事監理補償の加入要件緩和

施工兼業の設計事務所も工事監理補償に加入できるようになります。

加入資格

建築士会会員が経営・勤務または所属（注）する事務所であること

被保険者

〈建築に関する補償〉

・建築士会会員が経営または勤務・所属（注）する事務所

※法人の場合は設計・監理部門とすることも可。（サイバーリスク補償は不可。）

その場合は取扱代理店までご連絡ください。

・法人でない建築設計事務所の場合は、その代表者

〈建物調査遂行中の賠償責任補償・業務災害総合保険・サイバーリスク補償〉P.17～27をご確認ください。

保険期間

2026年4月1日午後4時～2027年4月1日午後4時まで1年間

（注）所属とは、建築士が建築士法に基づく建築士事務所に属することをいいます。

公益社団法人 日本建築士会連合会

JAPAN FEDERATION OF ARCHITECTS & BUILDING ENGINEERS ASSOCIATIONS

引受保険会社：東京海上日動火災保険（株）（幹事保険会社）・あいおいニッセイ同和損害保険（株）・三井住友海上火災保険（株）
※この補償制度は（公社）日本建築士会連合会が、引受保険会社と締結した建築家賠償責任保険、請負業者賠償責任保険、サイバーリスク保険、業務災害総合保険に基づき運営します。

会員の皆様へ

耐震偽装事件以降、国民の建築業界への不信が高まる中、会員の皆様におかれましては、建築物の安全性を確保するために重要な役割を担う建築士として、日々適正な業務遂行のために力を注いでおられることと思います。一方で、品質管理をどんなに徹底しても、不測の事故が発生してしまう可能性を完全に排除することができないのも現状です。このような事態に備え、本会では、会員企業のニーズに応えるべく、1998年4月より「建築士賠償責任補償制度」を運営してまいりました。制度発足以来、6,500を超える建築士事務所にご加入いただいており、様々な事故に対して合計で18億円ほど保険金をお支払いしています。

2006年12月20日改正の建築士法では、法第24条の6（書類の閲覧）で、「設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じている場合にあっては、その内容を記載した書類」と規定され、建築士事務所の賠償責任能力に関する情報開示が義務付けられています。また、2015年6月27日施行の法第24条の9（保険契約の締結等）では、「設計業務等に関する損害賠償保険の契約締結の努力義務化」が新たに規定されました。こうした流れの中で、発注者側が契約の条件に保険の加入を求めてくる事例も増えてきております。

建築士事務所としての業務の安定化を図り、不測の事態への賠償資力と保険の加入を求めてくる事例も増えてきております。

目 次

1 本制度の構成と概要	P4
2 建築に関する補償の対象となる業務	P6
3 建築に関する補償の対象となる条件	P7
4 主な補償の保険金お支払い方法	P8
■ 基本補償	P10
■ 法令基準未達補償 <small>省エネ基準適合義務化対応</small>	P11
■ 構造基準未達補償【オプション】 <small>4号特例縮小対応</small>	P12
■ 工事監理業務補償【オプション】 <small>改定 施工兼業の設計事務所の加入可能に</small>	P13
■ 設計・工事監理業務における設計成果物に関する 応訴費用補償(弁護士費用補償)【オプション】	P14
■ 損害拡大防止軽減費用補償【オプション】	P15
■ 適合証明業務に関する補償【オプション】	P16
■ 建物調査遂行中の賠償責任補償【オプション】	P17
■ 業務災害総合補償【オプション】 <small>2025年度新設</small>	P18
■ サイバーリスク補償【オプション】	P22
■ ご加入にあたって	P28
■ もし事故が起こったら	P38

2026年度けんばいのポイント

① 特約保険料の引き下げ

概要 法令基準未達補償、構造基準未達補償、工事監理補償（法令・構造）の保険料を引き下げます。この機会に他の補償も選択することをおすすめします。

② 無事故割引の拡大

概要 無事故割引の対象期間を10年から5年に引き下げ、対象範囲を拡大しました。また割引率を最大15%に広げ、従来に比べ無事故期間が長ければ保険料が安くなる仕組みに改定しています。

無事故割引率		補 償	
無事故 期 間	基本補償、 工事監理(基本)	法令基準未達補償、構造基準未達補償 工事監理(法令・構造)	
	5年	-5%	なし
	10年	-10%	-5%
	15年	-15%	

③ 工事監理補償の加入要件の緩和

概要 従来加入することができなかつた「施工兼業の設計事務所」も工事監理補償に加入可能となります。

※自社施工建築物については従来通り工事監理補償の補償対象外となります。

1 本制度の構成と概要

建築に関する補償（建築家賠償責任保険）

標準セットプラン

基本補償

建築物の外形的かつ物理的な滅失または破損が生じている「設計業務・法適合確認業務」の遂行に起因して発生する損害を補償します。設計業務に起因し、かつ、設計業務の対象となった建築物の外形的かつ物理的な滅失または破損に起因しない他人の身体の障害を補償します（建築物の滅失・破損に起因しない身体障害担保特約）。設計業務の対象となった建築物の衛生設備・電気設備・空調設備・遮音性能の機能の不発揮に関する損害については建築物の外形的かつ物理的な滅失または破損が無い場合でも補償します。（建築設備機能担保特約）

P.10

法令基準未達補償

省エネ基準適合義務化対応

建築物の外形的かつ物理的な滅失または破損が無い場合でも、「所定の建築基準関連法令における基準」を満たさないことについての損害賠償責任を補償します。

△ ご希望により、補償の対象としないことも可能です。

P.11

オプション

構造基準未達補償 4号特例縮小対応

建築物の外形的かつ物理的な滅失または破損が無い場合でも、「建築基準法第20条1、2、3、4号に規定する建築物」が「構造基準」を満たさないことについての損害賠償責任を補償します。

P.12

オプション

工事監理業務補償



工事監理業務に起因して発生した建築物や他人への損害によって被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

改 定

施工業務を兼業している（施工業務を自ら行う）設計事務所も加入できるようになりました。

P.13

オプション

設計・工事監理業務における設計成果物に関する応訴費用補償（弁護士費用補償）

設計・工事監理業務における設計成果物に関することで設計・工事監理契約の発注者から訴訟を受けた際の応訴費用を補償します。

P.14

オプション

損害拡大防止軽減費用補償

建物の「瑕疵」が発覚し、物理的滅失・破損が発生する前に対策を講じた際の修補等の費用を補償します。

P.15

オプション

適合証明業務に関する補償

適合証明業務に起因して発生した不測の事故について法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

P.16



オプション 建物調査遂行中の賠償責任補償（請負業者賠償責任保険）

P.17



オプション 業務災害総合補償 2025年度新設

P.18



オプション サイバーリスク補償 スタンダードプラン

P.24



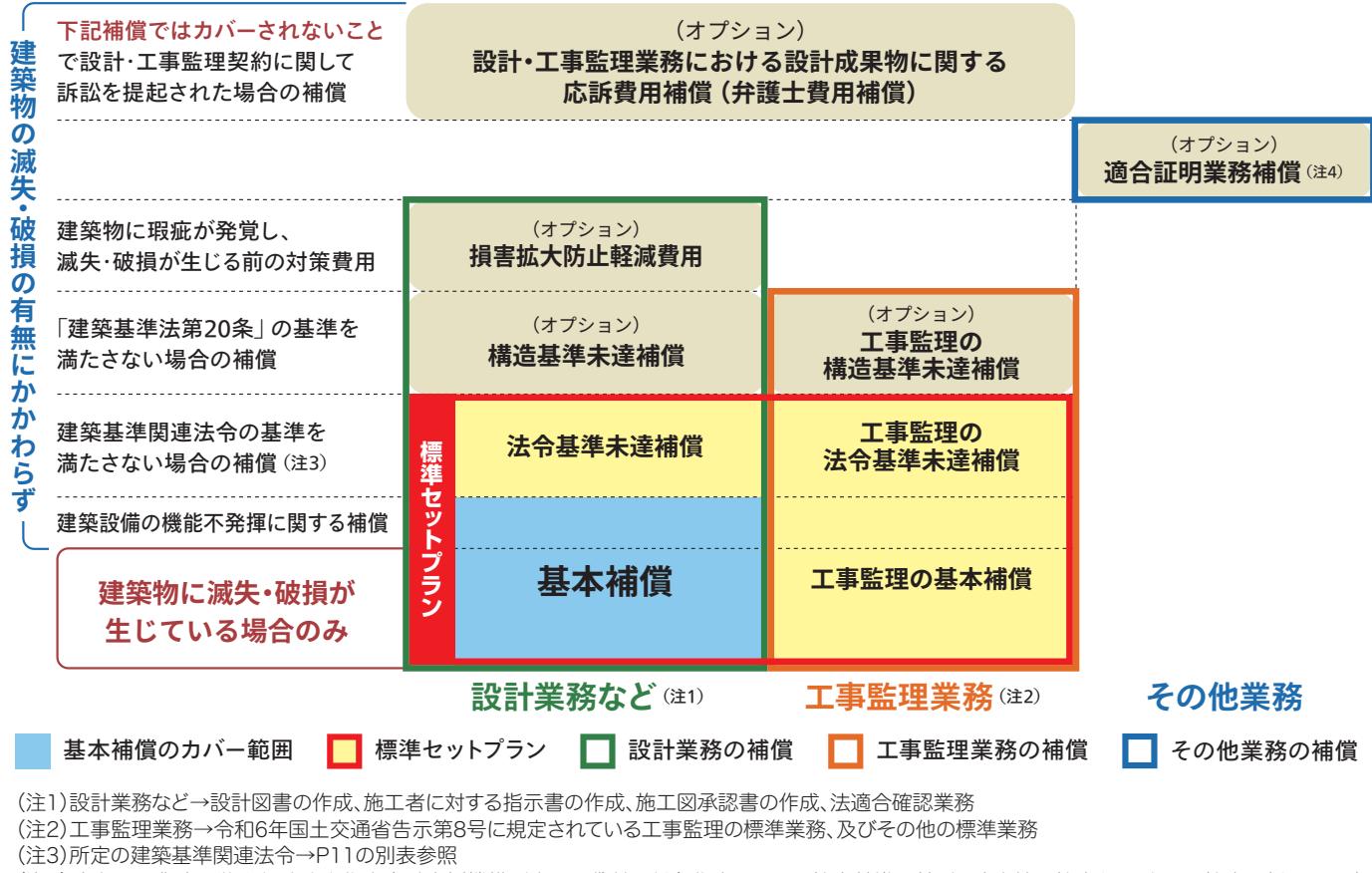
オプション サイバーリスク補償 情報漏えい限定プラン

P.26



オプションのみのお申込はいただけませんので、基本補償とあわせてお申込ください。

下記イメージの通り、各補償はそれぞれ独立していて 異なる補償範囲をカバーしているため、ご希望に合った補償を選択ください。



お支払いの対象となる主な事例、対象とならない主な事例（想定例）

補償内容や事例の詳細につきましては各補償の該当ページをご参照ください。



お支払対象の主な事例

事故事例① 基本補償

P.10

工事完成引渡し後、屋根の剥離や漏水事故が発生。設計のミスが原因として損害賠償請求がなされた。

事故事例② 法令基準未達補償

P.11

容積率を誤って設計してしまい、建築基準法の基準を満たさず、改修工事が必要となった。

事故事例③ 構造基準未達補償（オプション）

P.12

構造計算のミスにより、鉄筋の本数が足りず強度不足が発生。補修工事が必要となった。

事故事例④ 工事監理業務補償（オプション） 基本補償付帯

P.13

工事監理者として配筋検査を行った際に設計図書と異なる箇所を見落とした。完成後損傷が発生し、工事監理者の損害賠償が判決で発生した。

事故事例⑤ 工事監理業務補償（オプション） 法令基準補償付帯

P.13

正しく設計されていたのにも関わらず、消防法に抵触する可能性があるとして施工者と工事監理者が訴えられ、損害賠償が判決で確定した。その結果工事監理者の責任として損害賠償金1,500万円が確定した。

基本補償

法令基準未達補償

建築に関する補償
〔オプション〕

建物調査遂行中の賠償
〔オプション〕

業務災害総合保険
〔オプション〕

サイバーリスク補償
〔オプション〕

ご加入にあたって



お支払対象の主な事例（続き）

事故事例⑥ 工事監理業務補償（オプション）構造基準未達補償付帯

P.13

施工過程で構造計算よりも鉄筋の本数が少なくなつたことが竣工後に発覚。補修工事が必要となり、工事監理者の損害賠償責任が発生した。

事故事例⑦ 設計・工事監理業務における設計成果物に関する応訴費用補償（弁護士費用補償）（オプション）

P.14

設計・工事監理を行つた住宅について、発注者より色合いがイメージしていたものと異なるとして訴えられた際の応訴費用。

事故事例⑧ 損害拡大防止軽減費用補償（オプション）

P.15

建築物の防水仕様に設計ミスがあることが発覚し、今後雨漏りが生じる恐れがあるため防水の修補を行つた。

事故事例⑨ 適合証明業務に関する補償（オプション）

P.16

適合証明に関して、本来適合しない物件に対して誤って適合と判定してしまひ、住宅金融支援機構に対して損害賠償責任が発生した。

※保険金のお支払いの決定やお支払い金額は、個別の状況によって異なります。



お支払いの対象とならない主な事例

事故事例① 基本補償

P.10

物理的な破損等が発生していないが、寸法が小さいとして窓枠の枠の付け替えを要求された。

事故事例② 法令基準未達補償

P.11

建築確認申請が不要な建築物について、設計ミスを指摘され手直しの要求を受けた。

事故事例③ 構造基準未達補償（オプション）

P.12

建築基準法第20条に規定する構造基準を上回る基準値による設計を求められたが、それを満たさない構造設計をしてしまつた。

事故事例④ 設計・工事監理業務における設計成果物に関する応訴費用補償（弁護士費用補償）（オプション）

P.14

設計の遅延によって発注者より営業利益損害を被つたとして訴えられた際の訴訟費用。

2

建築に関する補償の対象となる業務

日本国内において遂行する下記の業務が対象となります。

①**設計業務**……… ア. 設計図書（建築物の建築工事実施のために必要な図面または仕様書をいいます。）の作成。

「設計図書」には、施工図（設計図書を実際に施工に移す場合に作成される図面をいい、施工の方法・手段・手順・技術・安全計画等を示す工作図および施工計画図等を除きます。）を含みません。

イ. 施工者に対する指示書（建築物が設計図書の意図どおりに実現するように設計図書を補足する図面または文書をいいます。）の作成

ウ. 施工図承認書の作成

②**法適合確認業務**……… 構造設計1級建築士が行う構造設計に関する法適合確認業務または設備設計1級建築士が行う設備設計に関する法適合確認業務

※以下、①②を総称して「設計業務等」といいます。

③**工事監理業務**……… 建築士法第2条8および令和6年国土交通省告示第8号別添一2「工事監理に関する標準オプション」及び「その他の標準業務」に定める業務をいいます

○「建築物」とは建築基準法第2条第1号に規定する建築物・その建築物に付属し物理的に一体をなしている工作物をいいます。（電気・ガス・給排水・換気・冷暖房・昇降機等を含みます。ただし、造園・舗装工事や擁壁などの工作物は、原則として対象外になります。）

・従業員の行った設計業務等も対象になります。

製図工、事務社員など責任者のもとで勤務している従業員が行った設計業務等に起因して生じた事故もこの補償の対象となります。

ただし、建築士の資格を持たない従業員が行った「施工者への指示書および施工図承認書の作成業務(①設計業務イ.ウ.)」は対象なりません。

・特定の設計業務等のみを対象とする契約はできません。

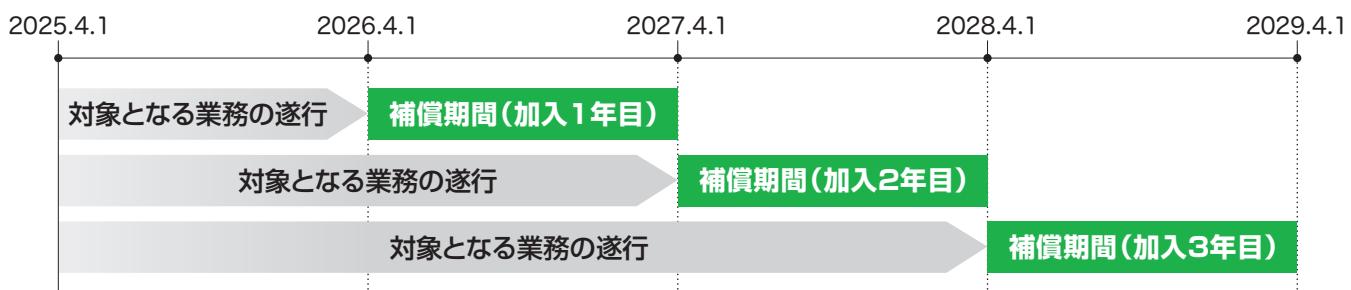
この補償制度は、国内で行われるすべての設計業務等を対象とする契約です。ある特定の設計業務等だけを対象とする契約はできません。

3 建築に関する補償の対象となる条件

基本補償の対象となる条件は

- ①保険期間中に設計業務等に起因した事故が日本国内において発見されること
- ②保険期間中に発見された事故が保険期間開始前に遂行された設計業務等に起因する場合は、その設計業務等の遂行時*においても保険に加入しており、かつ事故が発見されるときまで切れ目なく保険契約が続いていること
- ③②の規定にかかわらず、初年度加入の保険期間開始前1年間は保険契約があったものとみなします。したがって、初年度保険期間開始前1年間に行った設計業務にかかる事故が発生した場合、その事故の発見時まで継続的にご加入が続いているれば補償の対象となります。

*設計業務等の遂行時とは、被保険者が設計図書、指示書または施工図承認書を完成させ、発注者に引き渡した時をいいます。
建物の引渡しではありません。



○この補償制度は切れ目なくご加入を更新していく必要があります。初年度加入日の1年前から遂行した設計業務等に起因する損害について補償の対象となります。

○初年度契約の保険期間の開始前に他団体を保険契約者とする建築家賠償責任保険契約に加入していた場合はこの限りではありません。

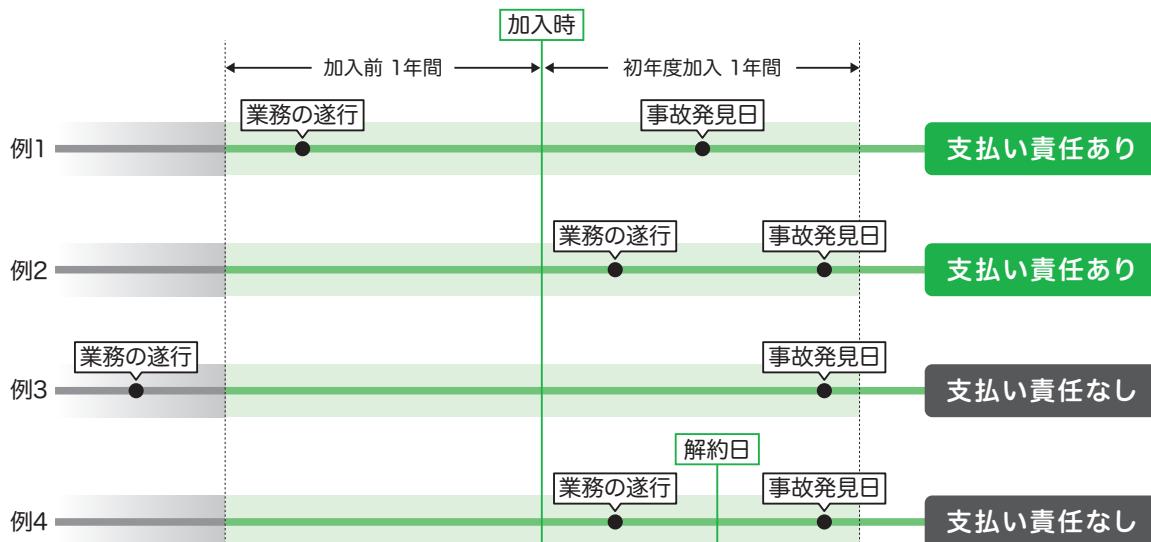
○中途加入の場合も同様に、初年度加入日の1年前から遂行した設計業務等に起因する損害について補償の対象となります。

○「法令基準未達補償」「構造基準未達補償」「損害拡大防止軽減費用補償」「適合証明業務に関する補償」「設計・工事監理業務における設計成果物に関する応訴費用補償」につきましては、該当の補償のそれぞれの初年度加入日の1年前から補償されます。

○工事監理業務補償の基本補償・法令基準未達補償・構造基準未達補償については、設計業務の基本補償・法令基準未達補償・構造基準未達補償のそれぞれの初年度加入日の1年前から補償されます。

補償対象となる期間について

「保険期間」「業務の遂行」「事故発見日」により、支払い責任の有無は次の通りとなります。



4 主な補償の保険金お支払い方法

お支払いする保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。

(注)「法令基準未達補償」と「構造基準未達補償」は縮小支払割合80%のお支払いとなります。

基本補償

$$\text{お支払いする保険金} = \left[\begin{array}{c} \text{①法律上の損害賠償金} \\ + \\ \text{②争訟費用} \\ \text{③損害防止軽減費用} \\ \text{④緊急措置費用} \end{array} - \text{自己負担額(免責金額)} \right] \times 50\%$$

上記①②③④の保険金のほか、⑤協力費用についてもお支払いします。

※⑤協力費用については、支払限度額、免責金額は適用されません。

ただし、給排水衛生設備・電気設備・空調設備または遮音性能の機能の不発揮については1事故につき500万円、保険期間中1,000万円が支払限度額となります。

地盤の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化、土砂崩れ、土砂の流出・流入、地下水の増減等の地質、地形、もしくは地盤の組織にかかる事故の場合

50%

法令基準未達補償・構造基準未達補償

$$\text{お支払いする保険金} = \left[\begin{array}{c} \text{①法律上の損害賠償金} \\ + \\ \text{②争訟費用} \\ \text{③損害防止軽減費用} \end{array} - \text{自己負担額(免責金額)} \right] \times 80\%$$

工事監理業務補償

$$\text{お支払いする保険金} = \left[\begin{array}{c} \text{①法律上の損害賠償金} \\ + \\ \text{②争訟費用} \end{array} - \text{自己負担額(免責金額)} \right] \times \text{縮小支払割合}$$

※①、②以外の費用及び自己負担額(免責金額)、縮小支払割合は特約を付保した基本補償、法令基準未達補償、構造基準未達補償によります。

その他の補償につきましてはHP掲載の約款をご参照ください。

加入プランを変更した場合の支払例

①引渡し後の継続時に増額した場合の支払限度額は5,000万円になります。



②引渡し後の継続時に減額した場合の支払限度額は5,000万円になります。



③継続時に増額した後に引き渡し、事故発見された場合は、支払限度額は1億円になります。



○この補償制度を継続してご加入いただいている間に、継続時に支払限度額を変更された場合は、

①事故が発見された時に有効な支払限度額 ②設計図書・指示書・施工図承認書を完成させ、引き渡したときに有効な支払限度額 のいざれか低い金額で保険金をお支払いいたします。(ただし、法適合確認業務を除く)

お支払いする保険金の種類

被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金をお支払いします。



①法律上の損害賠償金

- ※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。
- ※施工図承認書の作成業務に起因する損害のうち、その業務の対象となった施工図の過誤に起因するものについては、法律の規定に基づき被保険者が被害者に対して行う賠償義務の弁済としての支出をいい、次の額を控除したものとします。
 - ・被保険者が施工者に対し損害の賠償を請求することができる金額
 - ・被保険者が弁済によって代位取得するものがある場合は、その価額

②争訟費用

被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用等をお支払いします。

③損害防止軽減費用

事故発生の後、損害の発生または拡大の防止および他人から損害賠償を受ける求償権の保全もしくは行使のために引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用をお支払いします。

- ※損害防止軽減費用とは、発生拡大が不可避の状況において、損害を防止軽減するために必要不可欠または有益な費用をいいます。
 - (例)飲食店改装の設計ミスにより厨房の造作材にボヤが発生し、店舗の損害拡大を防ぐために使用した消火薬剤の充填費など。
- 従って、今後発生するかも知れない同種の現象(事故)を予防するための工事費用や検査費用等を補償するものではありません。

④緊急措置費用 (法令基準未達補償・構造基準未達補償を除く)

事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用、および支出につき引受保険会社の書面による同意を得たその他の費用をお支払いします。

⑤協力費用 (法令基準未達補償・構造基準未達補償を除く)

賠償責任保険普通保険約款第13条(1)の規定に基づき、引受保険会社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために出した費用をいいます。

○P10「**① 保険金をお支払いする場合**」を満たさない損害賠償が含まれる場合は、それに相当する額を除きます。

保険金をお支払いできない主な場合

直接・間接を問わず、次の事由に起因する損害については、この保険の対象となりません。



- ①保険契約者・被保険者の故意
 - ②日本国外に建築される建築物の設計業務等
 - ③地震・噴火・洪水・津波または高潮、戦争・暴動・騒じょうまたは労働争議
 - ④原子力事業者が所有・使用または管理する原子力施設の設計業務等
 - ⑤展示会、博覧会または興行場等の仮設建築物の設計業務等
 - ⑥顧客との特別の約定によって、加重された賠償責任
 - ⑦建築主から提供された測量図・地質調査図などの資料の過誤
 - ⑧建築物以外の工作物の設計に関する業務
- ただし、この規定は、建築物の建築工事に付帯して行われる基礎工事の設計業務に起因する損害には適用しません。

- ⑨被保険者が、事故の発生することを予見した設計業務等
- ⑩建築物の瑕疵。ただし建築物に外形的かつ物理的な滅失または破損が発生している場合は除きます。

※給排水衛生設備・電気設備・空調設備または遮音性能に関しての所定の技術基準を満たさず、本来の機能を著しく発揮できない場合の補償および設計業務の遂行に起因する第三者の身体障害を伴う場合の補償については建築物の外形的かつ物理的な滅失または破損の発生有無にかかわらず補償の対象となります。

※法令基準未達補償と構造基準未達補償と損害拡大防止軽減費用補償については、建築物の外形的かつ物理的な滅失または破損が無い場合でも補償の対象となります。

- ⑪サイバー攻撃

など

- サイバーリスクに備えるため「サイバーリスク補償」をご用意しております。

P.22以降に詳細を掲載しておりますのでぜひご検討ください。

賠償責任保険普通保険約款、建築家職業危険特別約款、法適合確認業務追加担保特約条項(建築家職業危険特別約款用)、建築設備機能担保特約条項(建築家職業危険特別約款用)、建築物の滅失・破損に起因しない身体障害担保特約条項(建築家職業危険特別約款用)、保険責任遡及等特約条項(建築家職業危険特別約款用)、他団体からの切替に関する特約条項(日本建築士会連合会用(建築家職業危険特別約款用))等

1 保険金をお支払いする場合

被保険者または業務の補助者による設計業務または法適合確認業務(以下、これらを総称して「設計業務等」といいます。)の遂行に起因して発生した次のいずれかの事由(以下、「事故」といいます。)について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

①設計業務等の対象となった建築物の外形的かつ物理的な滅失または破損

※ただし、①の事故が保険期間中に日本国内において発見された場合に限ります。
※物理的な滅失または破損とは、「折れる、割れる、曲がる、壊れる」などの現象がある状況

②①に起因する他人の財物(①の建築物を除きます。)の損壊

③①に起因する他人の身体の障害

④設計業務に起因し、かつ、設計業務の対象となった建築物の外形的かつ物理的な滅失または破損に起因しない他人の身体の障害(建築物の滅失・破損に起因しない身体障害担保特約条項)

※身体の障害が保険期間中に日本国内において発見された場合に限ります。

⑤設計業務の対象となった建築物の給排水衛生設備、電気設備(電力設備、通信・情報設備)、空気調和設備または遮音性能(遮音性能については、住宅に関するものに限ります。)が所定の技術基準^(*)を満たさずにより本機能を著しく発揮できない状態となったこと(建築設備機能担保特約条項)

※建築設備機能担保特約 第1条(1)にて定義する事故が保険期間中に日本国内において発見された場合に限ります。

※⑤について設備自体の設計漏れについては補償の対象外となります。

(*)所定の技術基準とは下記およびこれらに準ずる仕様書等に定められた基準をいいます。

給排水衛生・空調・電気設備：国土交通省大臣官房官房常総部監修の「建築設備設計基準」「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」

遮音性能：建築基準法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、一般社団法人日本建築学会編集の「建築物の遮音性能基準と設計指針」(遮音性能は住宅の品質確保の促進等に関する法律第2条第1項に規定する住宅のみ対象)

○契約書の内容やデザイン、色、形状等の意匠上の問題、使い勝手、寸法違い、打合せ不足等上記事故に該当しないものは補償の対象となりません。

2 保険金をお支払いする主な事故事例(過去の支払事例)



①飲食業店舗(鉄骨2階建)

金物の取付位置の設計ミスにより、梁に折損が生じ天井化粧板が広範囲に落下。

支払い保険金 約3,000万円

②住宅(木造3階建)

浴室の床下に水濡れが発生。防水の設計ミスが原因。

支払い保険金 約460万円

③事務所(RC2階建)

工事完成引渡し後、外壁のパネルが歪み、剥離や漏水事故が発生。パネルの固定方法と施工の判断ミスが原因。

支払い保険金 約320万円

○原因が施工ミス等被保険者以外の者の責任と競合する場合、被保険者の責任の程度・割合を勘案します。

○保険金お支払いの決定やお支払額は、個別の状況によって異なります。

3 保険金をお支払いできない主な事故事例



●ドア枠・窓枠の寸法が小さく、枠の付け替えを要求された。

(物理的な滅失または破損が発生していない事故は対象外。ただし、法令基準や構造基準を満たさない事故については、「法令基準未達補償」「構造基準未達補償」にご加入いただくことでお支払の対象となる場合もあります。詳しくはP.11、P.12をご参照ください。)

●幼稚園の設計で、音楽室と一般教室の間仕切りの遮音性能が不足し、やり直し工事を要求された。

(遮音性能の不具合は、住宅のみ対象となります。)

●マンションの耐震強度不足が発覚し、取り壊しを要求された。

(強度不足の状態に留まり建築物に外形的かつ物理的な滅失や破損が発生しておらず、また取り壊しは人為的なものであることから支払対象外となります。ただし、法令基準や構造基準を満たさない事故については、「法令基準未達補償」「構造基準未達補償」にご加入いただくことでお支払対象となる場合もございます。詳しくはP.11、P.12をご参照ください。)

建築物省エネ法改正^{※1}による、省エネ基準^{※2}適合義務化にも対応しています。

※1 『脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律』(令和4年法律第69号)

※2 耐熱等性能等級4、一次エネルギー消費量等級4を指します。

「所定の建築基準関連法令における基準」を満たさないことについての損害賠償責任をカバー

建築物の外形的かつ物理的な滅失または破損が無い場合でも、設計業務ミスで、「所定の建築基準関連法令に定める基準」を満たさないために、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。ただし、事故が保険期間中に日本国内において発見された場合に限ります。

(最初から正しい設計をした場合に必要な費用については、補償の対象となりません。)

- 建築物の外形的かつ物理的な滅失または破損が無い場合でも、補償の対象となります。
- 所定の建築基準関連法令とは、別表に規定する法令およびその関連法令をいいます。
- 建築確認証の交付を受けた時点における建築基準関連法令の基準に基づいて判断します。

【別表】<建築基準関連法令>

建築基準法（第20条に関するものは除きます。）、消防法、屋外広告物法、港湾法、高圧ガス保安法、ガス事業法、駐車場法、水道法、下水道法、宅地造成等規制法、流通業務市街地の整備に関する法律、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、都市計画法、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律、浄化槽法、特定都市河川浸水被害対策法、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、都市緑地法、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）



◎保険金をお支払いする主な事故事例（過去の支払事例）

①倉庫

倉庫周辺に外構工事のゲートの取付をした結果、倉庫とゲートの距離が適切に確保されていないことが発覚。改修工事が必要となった。
(建築基準法、消防法)

支払い保険金 約580万円

②戸建住宅

戸建住宅の設計において第一種低層住居専用地域の外壁後退距離制限を見落としてしまい、手直しの工事が必要となった。
(建築基準法、都市計画法)

支払い保険金 約380万円

③集会所

建具が廊下に飛び出てしまい、建築物所在地のバリアリー条例に適合していないこと（幅員不足）が判明し、改修工事が必要になった。
(建築基準法、バリアフリー法)

支払い保険金 約370万円



◎保険金をお支払いできない主な事故事例

特約に規定された法令の基準は満たしている場合や、建築確認申請が不要な建築物に関する設計ミス等は、お支払いの対象とはなりません。

- 駐車場の設計にあたり、車両の高さと前面道路からの勾配を考慮しなかったため、建築主の車両が駐車場に入らないことが判明。手直しをするよう指摘を受けた。
- 建物引き渡し後、建築主からガラスの仕様が違うとの申し出があり、曇りガラスと透明ガラスに換えてほしいとの要望があった。
- 福祉施設において、設計ミスにより老人福祉法で定められた基準面積が足りず、改修工事が発生した。
(別表に規定する以外の法令は対象外)

改正建築基準法の施行による、いわゆる4号特定の縮小にも対応。

構造設計の業務ミスによる「新2号建築物*」が構造基準を満たさないについての損害賠償もカバーします。

*2025年4月施行の改正建築基準法第6条2号で定める建築物を指します。

⚠ ご注意:標準セットプランには含まれておりません。

構造設計の業務ミスによる「構造基準」を満たさないについての損害賠償責任をカバー

建築物の外形的かつ物理的な滅失または破損が無い場合でも、構造設計の業務ミスで、「建築基準法第20条第1、2、3、4号に規定する建築物（延べ面積200m²以下の木造平屋建ては補償対象外となります。）」について、「建築基準法第20条に規定する構造基準」を満たさないために、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。ただし、事故が保険期間中に日本国内において発見された場合に限ります。（最初から正しい設計をした場合に必要な費用については、補償の対象となりません。）

- 建築物の外形的かつ物理的な滅失または破損が無い場合でも補償の対象となります。
- 補償の対象となる建築物は、建築基準法第20条「第1、2、3、4号建築物」に限ります。（延べ面積200m²以下の木造平屋建ては補償対象外となります。）
- 建築確認証の交付を受けた時点における建築基準法第20条に規定する基準に基づいて判断します。

主な事例



○保険金をお支払いする主な事故事例

- 構造計算のミスにより本来12本の鉄筋が必要であったところ、鉄筋を7本しか入れず強度不足が発生し、補修工事が必要となった。
- 着工後、第三者検査によりコンクリートの強度不足が判明、工事のやり直しが必要となった。



○保険金をお支払いできない主な事故事例

建築基準法第20条の基準を満たしている場合や、地震によって生じた事故については、お支払いの対象となりません。

- 建築主より、建築基準法第20条に規定する構造基準を上回る基準値による設計を求められたが、それを満たさない構造設計をしてしまった。
- 地震で建物が損壊したため検証したところ、構造設計基準を満たしていないことが判明した。

本オプションは「工事監理業務」の遂行に起因して発生する損害を補償します。

工事監理業務(建築士法第2条8および令和6年国土交通省告示第8号に規定されている工事監理の標準業務及びその他の標準業務)に起因して発生した建築物や他人への損害によって被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

主な事例

○保険金をお支払いする主な事故事例

- 工事監理者として配筋検査を行ったが、設計図書と異なる配筋がなされていることを見落とした。その後、梁にクラックが発生(損傷あり)し、工事監理者の損害賠償が発生した。
(**基本補償に本オプションを付帯した場合に補償されます**)
- 正しく設計されていたにも関わらず、高度地区に関する規定に抵触する可能性のある住宅が施工され、施工者と工事監理者が訴えられ、50万円の争訟費用を要した。また、判決にて工事監理者の責任として損害賠償金1,000万円が確定した。
(**法令基準未達補償に本オプションを付帯した場合に補償されます**)
→ この場合、争訟費用50万円と損害賠償金1,000万円をお支払いします。
- 施工過程で構造計算よりも鉄筋の本数が少なくなっていたことが発覚。強度不足が発生したことから補修工事が必要となり、工事監理者の損害賠償が発生した。
(**構造基準未達補償に本オプションを付帯した場合に補償されます**)

○保険金をお支払いできない主な事故事例

- 工事監理者に責任があるとし損害賠償請求をされたが、結果的に施工者の責任となった場合の損害賠償金

加入方法

2026年度改定 施工业務を兼業している(施工業務を自ら行う)設計事務所も加入できます!

●「基本補償」「法令基準未達補償」「構造基準未達補償」にご加入の方が、それぞれの補償に本特約を付帯することができます。

工事監理業務補償の支払限度額は選択いただいた加入プランに準じます。

加入例①

	設計業務 の補償	工事監理業務 の補償
基本補償	○ 選択できる	○ or X
法令基準未達	○ 選択できる	○ or X
構造基準未達	X 加入できない	X

○:加入する X:加入しない

加入例②

設計業務の補償にご加入されていれば、工事監理業務の補償の有無を各種補償毎に選択することができます。
(下記のような加入方法も可能)

	設計業務の補償	工事監理業務の補償
基本補償	○ 加入しない	X
法令基準未達	○ 加入する	○
構造基準未達	○ 加入する	○

○:加入する X:加入しない

設計・工事監理業務における設計成果物に 関する応訴費用補償（弁護士費用補償） [オプション]

(設計・工事監理業務における設計成果物に関する応訴費用特約条項)

**2022年に実施したアンケートの結果、7割以上^(※)の回答者から
ご要望があり新設した「弁護士費用関連の補償」のオプションになります!**

(※)約2,100社の設計事務所のうち約1,500社が弁護士費用関連の補償をご要望。

カスタマー
バラスマント
にも対応

設計・工事監理業務における設計成果物の内容またはその業務の対象となる建築物に関することで設計・工事監理契約の発注者との間で争訟となつた場合の応訴に係る弁護士費用等を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。

※弁護士費用等は設計・工事監理契約の発注者との間で争訟となつた場合の応訴に係るものに限ります。

※設計・工事監理業務の書面による契約の締結をせず、設計・工事監理業務を実施した場合は本補償の対象外となります。

※基本補償や他のオプション（工事監理業務補償等）で補償対象となる争訟費用は本特約では補償対象外となります。

	本補償 (弁護士費用補償)	他の補償 (基本補償、その他オプション)
他の補償でカバーされる争訟費用	×	○
他の補償でカバーされない 設計・工事監理に関する応訴費用 (※)	○	×

(※)弁護士費用補償にも免責事項はありますので、詳しい補償内容はパンフレット内の説明箇所や加入サイト、約款などでご確認ください。

主な事例

○保険金をお支払いする主な事例

- 設計・工事監理を行った住宅について、発注者より屋根の角度の見た目がイメージしていたものと異なるとして訴えられた際の応訴費用（委任する弁護士への委任着手金や弁護士相談費用、報酬金）。
- 設計・工事監理を行った建築物について、発注者より建物全体の色合いがイメージしていたものと異なるとして訴えられた際の応訴費用。
- 設計・工事監理を行った住宅のビルトイン駐車場の大きさについて、設計図書通りの大きさにも関わらず、発注者が購入予定であった大型車両が入庫できないとして、訴えられた際の応訴費用。
- 設計図書の内容において使用される設備が誤っていたことが原因で、当初の見積りよりも高額となり発注者より損害を被ったとして訴えられた際の応訴費用。

○保険金をお支払いできない主な事例

- 設計・工事監理を行った建築物について見た目のイメージが異なるとして発注者とトラブルになり、発注者が設計料等の支払を拒んだことから設計事務所から訴訟を行った際の弁護士費用。
- 市場の環境変化によって資材が高騰し、当初の見積りよりも高額になり発注者より損害を被ったとして訴えられた際の応訴費用。
- 近隣住民より施工の音がうるさく健康を害したとして、工事監理者の責任に対し訴えられた際の応訴費用。
- 設計遅延によって発注者が損害を被ったとして訴えられた際の応訴費用。
- 設計ミスにより建築物の外形的かつ物理的な滅失や破損が生じた際に発注者より訴えられた際の応訴費用。

※当該争訟費用は基本補償にて補償されます。基本補償や他のオプション（工事監理業務補償等）で補償対象となる争訟費用は本特約では補償対象外となります。

損害拡大防止軽減費用補償

(損害拡大防止軽減費用担保特約条項)

【オプション】

これまで基本補償では対応できなかった 「物理的な滅失・破損が生じる前」の損害拡大防止費用を補償します!

※対象となる建築物は竣工後10年末満のものに限ります。門および塀は含みません。

設計業務の遂行に起因して生じた建築物の瑕疵について、その修補、業務の履行の追完または瑕疵の改善のための直接的な費用を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。

保険金をお支払する場合

当会社が保険金を支払うのは、次のいずれにも該当する場合に限ります。

- ①損害が生じるおそれのある状況を認識した場合に、保険期間中にその状況の書面による通知が遅滞なく引受保険会社に対して行われた場合。
- ②修補等を実施することにより、建築家職業危険特別約款に規定する損害を防止または軽減させることのできる額が、損害拡大防止軽減費用担保特約条項第1条(1)の費用を上回ると引受保険会社が認める場合。
- ③損害拡大防止軽減費用担保特約条項第1条(1)の費用が目的物の竣工後に発生した場合。
- ④損害拡大防止軽減費用担保特約条項第1条(1)の損害が次のいずれの事由にも起因しない場合。
 - ア. 設計業務等の遂行に起因して、設計業務等の対象物である建築物が、建築確認証の交付を受けた時点の建築基準関連法令に規定する基準を満たさないこと
 - イ. 構造設計業務(設計業務のうち、建築士法に規定する「構造設計図書」の設計業務をいいます。以下同様とします。)の遂行に起因して、構造設計業務の対象物である建築物が、建築確認証の交付を受けた時点の建築基準法第20条に規定する基準を満たさないこと。

※建築物の外形的かつ物理的な滅失または破損が無い場合でも補償の対象となります。

※電気、ガスなどの建築設備や造園、通路舗装工事、擁壁などの工作物は対象外となります。

主な事例



○保険金をお支払いする主な事例

- 定期点検で屋上の防水仕様に不備があることが発覚し、今後雨漏りが生じるおそれがあるため、防水の修補を行った。
- 寒冷地域において寒冷仕様の建材を使用してなかったことが後で判明し耐久性に問題があり、今後破損・腐食が生じるおそれがあるため、寒冷仕様の修補を行った。



○保険金をお支払いできない主な事例

- 建築物竣工前に防水仕様が誤っていることが発覚した際の防水修補費用。
- 竣工後10年以降に防水仕様に不備があることが発覚した際の防水修補費用。
- 修補費用ではなく、休業損害や逸失利益等事故に関する間接的な費用。

(適合証明業務追加担保特約条項)



ご注意:標準セットプランには含まれておりません。

適合証明業務の年間売上高をもとに保険料を算出いたしますので、当該売上高をご申告いただく必要がございます。

適合証明業務(※)の遂行・結果に起因して発生した不測の事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。ただし、事故の損害賠償請求が保険期間内に被保険者に対してなされた場合に限ります。

(※)適合証明業務とは、被保険者または業務の補助者が日本国内において遂行する「独立行政法人住宅金融支援機構が定める貸付け対象住宅に関する検査基準に基づく適合性の検査およびその検査に係る証明書類の交付・これらに付随して行う業務」を指します。

主な事例



◎保険金をお支払いする主な事例

- 適合証明に関して誤りがあり、本来適合しない物件に対して、適合と判定してしまい、住宅金融支援機構に対して損害賠償責任が発生した。
- 中古住宅に係る物件検査実施中に、誤って依頼主にケガを負わせてしまい、治療費等の損害賠償が発生した。



◎保険金をお支払いできない主な場合

- この保険契約の保険期間の初日より前において、被保険者に対する請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)は、その状況の原因となった事由
- 適合証明業務の対象となる住宅の増築・改築・修補の工事またはそれらの工事部分の瑕疵
- 被保険者または業務の補助者が検査基準を遵守したにもかかわらず、検査基準の定め方が不適切であったこと。
- 被保険者または業務の補助者が検査基準を遵守したとしても発見し得ない住宅の瑕疵

等

建物調査遂行中の賠償責任補償【オプション】

(請負業者特別約款／管理下財物損壊担保特約)

⚠ ご注意:標準セットプランには含まれておりません。

耐震診断等の建物調査業務の遂行に起因して発生した対人・対物事故について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

耐震診断等の建物調査業務の遂行に起因して、他人の身体または生命を害したり（対人事故）、他人の財物を損壊（滅失、破損または汚損）したこと（対物事故）について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。ただし、保険金をお支払いするのは、保険期間中に日本国内において対人・対物事故が発生した場合に限ります。

●被保険者には、記名被保険者（加入者）のほか、記名被保険者が行う耐震診断等の建物調査業務に従事している限り、そのすべての下請負人を含みます。

※そのほかの被保険者の範囲については、請負業者特別約款第1条(2)に準じます。

●建物調査業務の結果により発生した事故は補償の対象外となります。

建物調査業務の対象範囲

建築士法（第21条）に定められる「建築物に関する調査又は鑑定」に関する業務です。但し、工事を伴うものは対象外となります。



○対象となる業務の例

- 耐震診断
- 住宅のインスペクション 等



✗ 対象とならない業務の例

- 壁を剥がして内部状況を確認し、その後壁を元に戻す工事を行った。
- 建物の改修工事を請け負い、請負工事契約の一環として建物調査を行った。
(調査のみを委託された場合は対象となります) 等

お支払いする保険金の種類

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して、保険金をお支払いします。

①法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に保険会社の同意が必要です。
②争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用（訴訟に限らず調停・示談なども含みます。）
③損害防止軽減費用	事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために保険会社の同意を得て支出した費用
④緊急措置費用	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または保険会社の同意を得て支出したその他の費用
⑤協力費用	保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

保険金お支払い方法

上記①の損害賠償金については、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

上記②～⑤の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります。（支払限度額は、適用されません。）

お支払いする保険金 = ①法律上の損害賠償金 + ②争訟費用※ + ③損害防止軽減費用 ④緊急措置費用 ⑤協力費用

※②争訟費用については、「①損害賠償金>支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額-①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。



○保険金をお支払いする主な事故事例

- 調査業務中に誤って水道管を傷つけ、建物が水浸しになってしまった（水道管自体の損害、水漏れによる財物損害を補償します。）。
- 診断機械が倒れ、第三者にケガをさせてしまった。



✗ 保険金をお支払いできない主な場合

直接であるか間接であるかに関わらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金をお支払いいたしません。

- ①保険契約者または被保険者の故意
- ②戦争（宣戦の有無を問いません。）、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議
- ③地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ④土地の掘削、地下または基礎に関する工事の遂行に伴って発生した次の損壊等
ア. 土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れによる工作物、植物または土地の損壊。「工作物」とは、人工的作業により土地に接着して設置されたものをいい、その収容物または付属物を含みます（以下同様とします。）。
イ. 土地の軟弱化または土砂の流入出により発生した地上の工作物もしくはその基礎部分または土地の損壊
ウ. 地下水の増減
- ⑤建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み（管理下財物損壊担保特約）
- ⑥自動車、原動機付自転車または航空機の所有、使用または管理（作業場内工作車に該当する自動車に起因する事故や、管理下財物に該当する自動車・原動機付自転車の損壊事故については、補償対象となる場合がございますので、詳細はお問い合わせください。）

[2026年1月改定]

これまで補償対象外としていた「建物外部から内部への雨・雪・雹・みぞれ・あられの浸入・吹込み」による損害を補償対象とします。ただし、「管理下財物損壊担保特約条項」等の管理・受託リスクを補償する一部の特約においては、引き続き補償対象外とします。

- ⑦記名被保険者等の占有を離れた次に掲げるもの
ア. 商品または飲食物
イ. 施設外にあるその他の財物

- ⑧仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡しをもって仕事の終了とします。）または放棄の後に仕事の結果に起因して発生した事故。仕事を行った場所に被保険者が放置または遺棄した機械、装置または資材については、この規定を適用しません。

- ⑨ちり・ほこりまたは騒音
⑩飛散防止対策等の損害発生の予防に必要な措置を取らずに行われた作業による塗料その他の塗装用材料、鉄粉、鉄錆または火の粉の飛散または拡散。ただし、塗装用容器または作業用具の落下または転倒によるものを除きます。

- ⑪サイバー攻撃

など

業務災害総合保険【オプション】

⚠ ご注意:標準セットプランには含まれておりません。

親族以外の従業員のいない設計事務所、および施工業務を兼業している(施工業務を自ら行う)設計事務所は加入することができません

業務災害総合補償は「企業向けの補償」と「役員・従業員向けの補償」のセットで企業の労災リスクをカバーします。

「企業向けの補償」では業務上の事由・通勤災害に伴う企業および社長・役員等個人の法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償し、「役員・従業員向けの補償」では業務中・通勤中に被った身体障害について、被保険者が法定外補償を行うことによって生じる損害を補償します。またパワハラ・セクハラ・マタハラ行為等に対する管理責任や不当解雇等に伴う、企業、社長・役員個人及び管理職等の法律上の賠償責任も最大3,000万円まで補償します。

主な改定内容

改定項目	概要
①補償内容の改定	<p>次の特約条項の新設・改定により、カスタマーハラスメントに対応する費用のうち、法律相談費用と再発防止費用を補償できるようにします(※1)。</p> <ul style="list-style-type: none">●法律相談費用補償特約条項(迷惑行為被害用)の新設●ハラスメント再発防止費用補償特約条項の補償拡大
②付帯サービスの改定	<ul style="list-style-type: none">●カスタマーハラスメントの被害を受けた際に、弁護士へ相談できる「カスタマーハラスマント相談サービス(※1)」を新設します。●利用実績が少ないとから、保険契約の始期日に関わらず、2025年9月30日をもって、「経営支援・診断サービス」の提供を終了します。

(※1) 雇用関連賠償責任補償特約条項を付帯する契約に自動セットします。補償・サービスの拡大による保険料の割増はありません。なお、カスタマーハラスメント相談サービスは、カスタマーハラスメントへの対応について一般的な助言を行うものであり、具体的な紛争解決や事件対応を行うものではありません。

主な補償内容

①企業向けの補償

使用者賠償責任補償

補償対象者が業務上の事由または通勤により被った身体障害について、企業、役員の方等が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

【お支払事例】

脳出血で倒れ、寝たきり状態になってしまった従業員の親族から、過労が原因で倒れたとして、損害賠償を求めて訴訟を起こした。地裁は企業に対して「従業員の勤務状況から業務の負担を軽減すべきだった」として注意義務違反を認め、企業に約9,100万円の支払いを命じた。

雇用関連賠償責任補償

パワハラ・セクハラ・マタハラ行為等に対する管理責任や不当解雇等により、企業、役員、管理職の方等が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

【お支払事例】

勤務態度に問題があり解雇された従業員が、不当解雇されたとして、地位確認と解雇～審判確定までの給与月額支払を求め、地裁に労働審判を申し立てた。最終的に会社都合による合意退職とした上で、給与6か月分相当の250万円を支払うことで和解。法律相談費用と合わせてお支払い。

ハラスメント再発防止費用補償

パワハラ、セクハラ、マタハラ行為等により企業、役員の方等が法律上の賠償責任を負担し、再発防止のために企業が負担した費用や、迷惑行為被害の再発防止のために企業が負担した費用を補償します。

【お支払事例】

社内でハラスメント行為が発生し、事業者が賠償責任を負った。パワハラ防止法に基づき雇用管理上必要な防止措置として「ハラスメント防止のセミナー」を開催した。また併せて臨床心理士との面談を実施し、合計で30万円の費用が発生した。

法律相談費用補償（業務災害用）

補償対象者が業務遂行に起因すると疑われる身体障害を被り、企業、役員の方等があらかじめ引受保険会社の同意を得て弁護士等に法律相談を行った場合の法律相談費用を補償します。

【お支払事例】

従業員が工場内で作業中にケガをした。当企業の役員は、引受保険会社の同意を得て弁護士に法律相談を行い、10万円の費用が発生した。

法律相談費用補償（迷惑行為被害用）

カスハラ等の迷惑行為により業務が妨害され、会議場の損害を被ることまたはそのおそれが発生したこと等について、あらかじめ弊社の同意を得て弁護士等に法律相談を行った場合の法律相談費用について補償します

②役員・従業員向けの補償

死亡補償・後遺障害補償

補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または後遺障害が生じた場合に補償します。

入院補償・通院補償・手術補償

補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に入院または通院（往診を含みます。）された場合や（通院支払限度日数は90日）、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により手術料に算定対象として列挙されている手術または先進医療に該当する所定の手術を受けられた場合に補償します。

業務災害総合保険【オプション】

加入プランと補償の対象となる範囲

各補償の支払限度額は、以下の加入プランに応じて異なります。

		補償種類	A	B	C
支 払 限 度 額	企業向けの補償	使用者賠償責任支払限度額(1名・1災害)	1億円		
		雇用関連賠償責任支払限度額(1請求・保険期間中)	3,000万円		
		ハラスメント再発防止費用保険金額(1事故)	50万円		
		法律相談費用保険金額(業務災害用)(1回の災害につき)	10万円		
補 償 内 容	役員・従業員向けの補償	法律相談費用補償(迷惑行為被害用)(1事故・保険期間通算)	10万円(保険期間通算30万円)		
		死亡・後遺障害補償保険金額	300万円	500万円	700万円
		入院補償保険金日額	3,000円	5,000円	7,000円
	補償対象者	通院補償保険金日額	1,000円	3,000円	5,000円
補償対象者の定義					○:業務従事中

従業員: 記名被保険者に使用される者で賃金を支払われる者をいいます。パート・アルバイトなど雇用されている者を含みますが、雇用契約以外の委託契約による労働者は含みません。

役員: 次のいずれかに該当する者をいい、従業員に該当する者を除きますが、使用人兼務役員は除きません。

①法人税法に規定する役員

②雇用契約を解消し、退職のうえ新たに委任契約を締結した執行役員

*法定外補償規定を定めている場合、当該規定で定める補償額以下となる支払限度額のプランをご選択ください。

お支払する保険金

※詳細につきましては、取扱代理店までお問い合わせください。

①企業向けの補償

使用者賠償責任補償

- a.正味損害賠償金
- b.損害防止費用
- c.求償権保全費用
- d.緊急措置費用
- e.争訟費用
- f.協力費用

雇用関連賠償責任補償

- a.法律上の損害賠償金
- b.争訟費用
- c.損害防止軽減費用・緊急措置費用
- d.協力費用

②役員・従業員向けの補償

(1) 死亡補償保険金 死亡・後遺障害補償保険金額の全額

(2) 後遺障害補償保険金 次の計算式による金額を支払います。

$$\text{後遺障害補償保険金の額} = \text{死亡・後遺障害補償保険金額} \times \text{各等級の後遺障害に対する保険金支払割合}(4\% \sim 100\%)*$$

(*補償対象者が被った身体障害が業務上疾病である場合は、後遺障害の等級については労災保険法等の決定に従うものとします)

(3) 入院補償保険金 次の計算式による金額を支払います。

$$\text{入院補償保険金の額} = \text{入院補償保険金日額} \times \text{入院した日数}(180日限度)$$

④手術補償保険金

次の計算式による金額を支払います。ただし、同一の原因に基づく身体障害について、同一の補償対象者に対し1回の手術に限ります。

a.入院中に受けた手術の場合

$$\text{手術補償保険金の額} = \text{入院補償保険金日額} \times 10$$

b.a以外の手術の場合

$$\text{手術補償保険金の額} = \text{入院補償保険金日額} \times 5$$

⑤通院補償保険金

$$\text{通院補償保険金の額} = \text{通院補償保険金日額} \times \text{通院した日数}(90日限度)$$

基本補償

法令基準未達補償

建築に関する補償
[オプション]

建物調査遂行中の賠償
責任補償 [オプション]

業務災害総合保険
[オプション]

サイバーリスク補償
[オプション]

ご加入にあたって

サイバーリスク補償【オプション】

⚠ ご注意:標準セットプランには含まれておりません。

2022年度まで募集していた個人情報漏えい保険と同等の補償内容のプランがサイバーリスク補償（情報漏えい限定プラン）となります。（詳細は24ページ）

情報漏えい以外のサイバーリスクにも対応したものがサイバーリスク補償（スタンダードプラン）となります。被保険者が加入する他の保険契約により支払われるべき保険金の額とその免責金額の合計額を超過する場合等において、その超過額のみに対して、保険金を支払います。

情報漏えいの補償に加えて、コンピュータシステムの所有使用に起因して発生した不測の事由や、情報漏えいが発生する以前のサイバー攻撃のおそれによって被る損害等を補償します。

「サイバーリスク補償スタンダードプラン」と 「サイバーリスク補償情報漏えい限定プラン」の相違点

「サイバーリスク補償情報漏えい限定プラン」は、基本補償（賠償部分）・（費用部分）を、情報漏えいリスクに限定して補償するプランです。

一方、「サイバーリスク補償スタンダードプラン」では、ITユーザー行為（コンピュータシステム（他人のためのコンピュータシステムを除きます。）の所有・使用・管理等）に起因して発生した他人の事業の休止または阻害、情報の漏えいまたはそのおそれ、人格権・著作権等の侵害等について、補償対象とするお引き受けが可能です。より補償範囲が広く、昨今のサイバーリスクにも対応した標準的な補償（スタンダードプラン）へのご加入をぜひご検討ください。

※IT業務そのものに起因する事故は補償対象外であるため、IT業務を行っている事務所はご加入することができません。

IT業務を行っている場合は、裏表紙の「お問い合わせ」までご連絡ください。

※ITユーザー行為とは、記名被保険者の業務における次の行為をいいます。

ア. コンピュータシステムの所有・使用・管理。ただし、他人のためのコンピュータシステムの所有・使用・管理を除きます。

イ. アのコンピュータシステムを使用して行うプログラム・データの提供（記名被保険者が所有・使用・管理するコンピュータシステムで直接処理を行った記録媒体によって提供された場合を含みます。）。ただし、プログラム・データ自体を記名被保険者の商品・サービスとして他人に提供する場合を除きます。

被保険者

- 加入者=記名被保険者（日本建築士会連合会傘下の建築士会会員が経営または勤務する設計事務所。法人でない建築設計事務所の場合はその代表者。）
- 上記加入者の役員または使用人（上記加入者の業務に関する場合に限ります。）

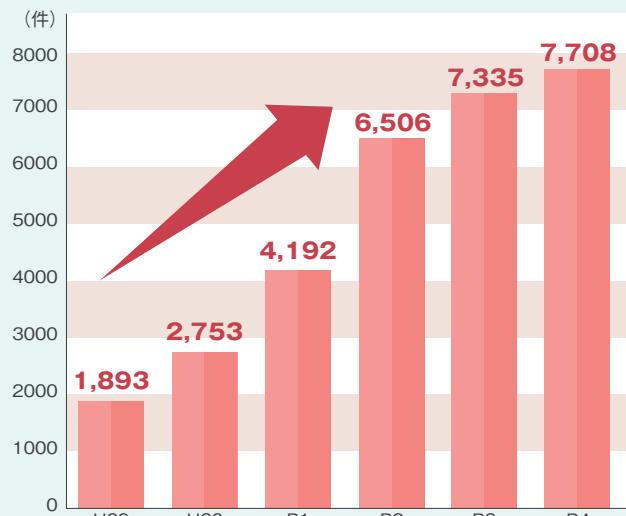
サイバーリスク補償 スタンダードプラン

サイバー攻撃への備えは大丈夫ですか?

サイバー攻撃による主な被害

マルウェア感染	ウェブサイトの改ざん
<p>●標的型メール攻撃 正当な業務や依頼を装ったメールの添付ファイルに不正プログラムを仕掛けておき、添付ファイルを開いたり、リンク先に遷移したりすることでマルウェアに感染させる方法です。</p>	<p>●不正アクセス 企業のネットワークを守る情報セキュリティを通過したり、ソフトウェア等の開発時の欠陥を悪用したりすることで、外部から不正にネットワークへ侵入する行為です。一度ネットワークに侵入されてしまうと、権限を有しない第三者にウェブサイトを書き換えられてしまうおそれがあるほか、不正プログラムを埋め込まれてしまうおそれがあります。</p>
個人情報・法人情報の窃盗	業務妨害
<p>●なりすまし 他者のIDやパスワードを使用して他者になりすまし、企業が所有する様々な情報を盗み出すもの。企業の社員になりますことで、本人以外の情報や取引先の企業に関する情報まで盗まれてしまうケースもあります。</p>	<p>●DoS攻撃 企業や組織が運営するサービスやシステムに大量のデータを送り込み、過剰な負担をかけ利用不能にする攻撃です。自社が攻撃を受け、そのサービスやシステムが利用不能になるだけでなく、それらを利用する他人の事業が阻害されるケースもあります。</p>

警察のセンサー^(*)に対する不正アクセス件数(1日あたり)



出典) 警視庁「令和4年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」
(*) 警視庁が24時間体制で運用しているリアルタイム検知ネットワークシステムにおいて、インターネットとの接続点に設置しているセンサーをいいます。

たとえばこんな事故が…

情報通信事業者であるA社の業務用パソコン数台が**不正なプログラム(マルウェア)**に感染していることが判明した。感染したパソコンからは、同社の顧客情報が漏えいしている可能性があり、A社は、自社のホームページ上で、情報漏えいのおそれがあることについて外部に公表した。同時にA社は、その原因や影響等について調査を実施するために、専門業者へ相談を開始した。調査の結果、約10万人分の個人情報が外部に漏えいしていることが判明した。同社は企業イメージ損失の拡大を防止するために、外部機関に緊急対応のコンサルティングを依頼し、被害者へのお詫び状の送付等の対応を行ったが、情報が漏えいした一部の顧客から、**プライバシーの侵害を理由に損害賠償請求訴訟を提起**された。

- 被害状況の把握 100万円
- 原因調査・証拠保全の実施 1,100万円
- 謝罪、会見等の実施コンサルティング 200万円
- 見舞金支払い(1名500円) 5,000万円
- 謝罪広告費用 500万円
- 損害賠償金 1億円
- 争訟費用 300万円

合計 1億7,200万円

サイバーリスク補償【オプション】

サイバーリスク補償 スタンダードプランの特長

① 包括的な補償

事業活動を取り巻くサイバーリスクを1つの保険で包括的に補償します。

② サイバー攻撃の“おそれ”の調査費用、コンピュータシステムの復旧費用、再発防止費用も補償

サイバー攻撃の“おそれ”が発見された時点で外部機関へ調査を依頼する費用や、事故によって機能停止したコンピュータシステムの復旧費用、事故が収束した後の再発防止費用も補償します。

③ 緊急対応費用を補償^(*)

結果的にサイバー攻撃がなかった場合における、サイバー攻撃の有無の確認費用等も補償します。

(*)スタンダードプランのみの場合。情報漏えい限定プランでは補償対象とすることはできません。

④ 海外でなされた損害賠償請求も補償

海外でなされた損害賠償請求についても補償します。

本制度でサイバーリスク（スタンダードプラン）に加入するメリット!!

一般で加入するサイバーリスク補償はサイバーセキュリティの対応状況のヒアリングが必要ですが、本制度ではヒアリングが不要のため簡単に加入することができます。

1 サイバーリスク補償 スタンダードプランの補償内容

(1) 損害賠償責任に関する補償【サイバーリスク特別約款（賠償責任担保条項）】

保険金をお支払いする場合

次の事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。（*1）（*2）

① ITユーザー行為に起因して発生した次のいずれかの事由（②および③を除きます。）

- a.他人の事業の休止または阻害
- b.磁気的または光学的に記録された他人のデータまたはプログラムの滅失
または破損（有体物の損壊を伴わずに発生したものに限ります。）
- c.その他の不測の事由による他人の損失の発生

② 情報の漏えいまたはそのおそれ

③ 人格権・著作権等の侵害（②を除きます。）



（*1）保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限ります。

（*2）日本国外で発生した上記の事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償対象となります。

日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。

お支払いの対象となる損害

① 法律上の損害賠償金

法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金
※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。

② 争訟費用

損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談等も含みます。）

③ 協力費用

引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

支払限度額等

損害賠償責任に関する補償で引受保険会社がお支払いする保険金は、法律上の損害賠償金については、ご加入時に設定した支払限度額（1請求・保険期間中ごとの設定）が限度となります。また、損害賠償責任に関する補償でお支払いするすべての保険金（本ページ記載の法律上の損害賠償金および費用）を合算して、ご加入時に設定した支払限度額（保険期間中）が限度となります。

この保険契約においてお支払いする保険金の額は、(1)損害賠償責任に関する補償・(2)サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償でお支払いするすべての保険金を合算して、上記の支払限度額（保険期間中）が限度となります。

お支払いする保険金

①法律上の損害賠償金

合計額から免責金額を差し引いた額に対して、保険金をお支払いします。

②・③の費用

合計額に対して、保険金をお支払いします。

※詳細は、契約者にお渡している保険約款をご確認ください。

(2) サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償

【サイバーリスク特別約款（サイバーセキュリティ事故対応費用担保条項）】

① サイバーセキュリティ事故対応費用（②の訴訟対応費用以外）

保険金をお支払いする場合

- a. 緊急対応費用、b. サイバー攻撃対応費用、c. 原因・被害範囲調査費用、d. 相談費用、e. コンピュータシステム復旧費用、f. その他事故対応費用、g. 再発防止費用(その額および使途が社会通念上、妥当であるものに限ります。)を被保険者が負担することによって生じた損害を補償します。

保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故を保険期間中に発見した場合に限ります。
※a～gについては、事故対応期間内に生じたものに限ります。aについては固有のお支払条件があります（P.29ご参照）。

＜セキュリティ事故とは＞

P.24(1) 損害賠償責任に関する補償における「保険金をお支払いする場合」①～③の事由や、記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステム（他人のためのコンピュータシステムを除きます。）に対するサイバー攻撃をいいます。ただし、a.緊急対応費用およびb. サイバー攻撃対応費用については、記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステム（他人のためのコンピュータシステムを除きます。）に対するサイバー攻撃のおそれを含みます。

＜風評被害事故とは＞

セキュリティ事故に関する他人のインターネット上の投稿・書き込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれをおいいます。すべての風評被害を指すわけではないので、ご注意ください。

お支払いの対象となる費用の種類と支払限度額等

各費用について、損害額に縮小支払割合を乗じた金額を保険金としてお支払いします。ただし、各費用固有の支払限度額が限度となります。

*すべてのサイバーセキュリティ事故対応費用に対する保険金を合算して、「サイバーセキュリティ事故対応費用部分」の支払限度額が限度となります。免責金額は適用しません。

※この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、損害賠償責任に関する補償の「支払限度額(保険期間中)」が限度となります。

② 訴訟対応費用

保険金をお支払いする場合

この保険契約において保険金支払の対象となる事由に起因して提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟について、被保険者が訴訟対応費用（その額および用途が社会通念上、妥当であるものに限ります。）を負担することによって生じた損害を補償します。保険金をお支払いするのは、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に限ります。

お支払いの対象となる費用と支払限度額等

損害額に縮小支払割合を乗じた金額を保険金としてお支払いします。ただし、支払限度額が限度となります。

※すべてのサイバーセキュリティ事故対応費用に対する保険金を合算して、「サイバーセキュリティ事故対応費用部分」の支払限度額が限度となります。免責金額は適用しません。

※この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、損害賠償責任に関する補償の「支払限度額(保険期間中)」が限度となります。

※お支払いの対象となる損害、支払限度額等、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない場合については、P29およびHP掲載の約款をご確認ください。

サイバーリスク補償【オプション】

サイバーリスク補償 情報漏えい限定プラン

従来の個人情報漏えい保険の移行プランです。

前々年度までの個人情報漏えい保険より、サイバー攻撃を受けた際にサイバー攻撃の有無を確認する費用や、事故が発生した際の再発防止費用等の補償が拡充しています。

サイバーリスク補償 スタンダードプランと比較して 情報漏えい限定プランで対象外となる補償内容

- ITユーザー行為（コンピュータシステム（他人のためのコンピュータシステムを除きます。）の所有・使用・管理等）に起因して発生した他人の事業の休止または阻害等。
- 記名被保険者がコンピュータシステムにおいて提供するデータ、データベース、ソフトウェアまたはプログラムによる、文書、音声、図画等の表示または配信（記名被保険者が対価または報酬を受領して他人に提供するものを除きます。）によって生じた他人の著作権、意匠権、商標権、人格権またはドメイン名の侵害

また、「サイバーリスク総合支援サービス」の一部も利用対象外となります。より補償範囲が広くサービスが付帯された、昨今のサイバーリスクにも対応した「サイバーリスク補償 スタンダードプラン」へも併せてのご加入をご検討ください。

(1) 損害賠償責任に関する補償

【サイバーリスク特別約款（賠償責任担保条項）+情報漏えいリスク限定担保特約条項】

保険金をお支払いする場合

情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。（*1）（*2）

（*1）保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限ります。

（*2）日本国外で発生した情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償対象となります。日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。

※お支払いの対象となる損害、支払限度額等、お支払いする保険金については、P29およびHP掲載の約款をご確認ください。

(2) サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償

【サイバーリスク特別約款（サイバーセキュリティ事故対応費用担保条項）+情報漏えいリスク限定担保特約条項】

保険金をお支払いする場合（訴訟対応費用以外）

事故対応期間内に生じた、b. サイバー攻撃対応費用、c. 原因・被害範囲調査費用、d. 相談費用、e. コンピュータシステム復旧費用、f. その他事故対応費用、g. 再発防止費用（その額および用途が社会通念上、妥当であるものに限ります。）を被保険者が負担することによって生じた損害を補償します。保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故を保険期間中に発見した場合に限ります。

<セキュリティ事故とは>

次のものをいいます。ただし、イのサイバー攻撃のおそれは、サイバー攻撃対応費用についてのみ含まれるものとします。
ア. 情報の漏えいまたはそのおそれ

イ. 記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃のうち、アを引き起こすおそれのあるもの

<風評被害事故とは>

セキュリティ事故に関する他人のインターネット上の投稿・書き込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれをいいます。すべての風評被害を指すわけではないので、ご注意ください。

※訴訟対応費用・訴訟対応費用以外の費用の保険金をお支払いする場合、お支払いの対象となる費用の種類と支払限度額、保険金をお支払いしない場合等については、P29およびHP掲載の約款をご確認ください。

サイバーリスク総合支援サービスのご案内

サイバーリスクに関連する次のサービスをご用意しております。詳細は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

サービス	概要	ご利用対象
緊急時 ホットラインサービス (無料)	お客様に発生した様々なサイバーリスクに関するトラブルやインシデントについて、専用ダイヤルにて365日24時間サイバー専門組織が対応し、初動対応から保険金請求、再発防止に至るまでワンストップでご支援します。 東京海上日動の緊急時ホットラインサービス ^{(*)1} 0120-269-318	サイバーリスク補償 ご加入者様限定
情報・ツール 提供サービス (無料)	Tokio Cyber Port ^{(*)2} 上で、次のようなサイバーリスクに関する情報・ツールをご提供します。 ①インシデント対応フロー ②従業員の皆様向けテキスト ③サイバーリスク情報誌 ④メールマガジンの定期配信(サイバーリスクに関するニュースダイジェストのお届け、セミナー情報のご案内等)	どなた様でも ご利用いただけます ^{(*)2}
サイバーソリューションナビ (専門事業者紹介サービス)	セキュリティ対策にお悩みの皆様向けに、ニーズに合わせたソリューションをご案内するツールです。	どなた様でも ご利用いただけます ^{(*)2}
サイバーリスク・モニタリング サービス (無料)	お客様の所有するドメインを外部から定期的にモニタリングし、特に早期に対処すべきと考えられるセキュリティ上の課題を発見した場合にお客様に対してアラート通知を行い、一般的に推奨される対応策について情報をご提供するサービスです。	サイバーリスク補償 ご加入者様限定 ^{(*)3}
ベンチマークレポートサービス (無料)	米国ガイドワイヤ社のノウハウを活用し、企業がさらされているサイバーリスクの要因を様々な角度で分析し、業界内でのベンチマークや定点観測としてご利用いただけるサイバーリスクベンチマークレポートをご提供します。	サイバーリスク補償 ご加入者様限定
簡易リスク診断サービス (無料)	一定のシナリオに基づいたサイバーリスクに関する想定最大損害額を簡易算出し、定量的にリスク診断を実施します。	どなた様でも ご利用いただけます ^{(*)2}

※本サービスの内容は、変更・中止となる場合があります。

(*)1 ご利用の際は、「ご加入者名」「証券番号」を確認させていただきます。

(*)2 ご利用には、Tokio Cyber Portへの無料会員登録が必要です。

(*)3 情報漏えい限定補償プランのご加入者様にはご利用いただけません。

専門事業者紹介サービスのご注意

■本サービスは、ご紹介のみのサービスとなりますので、ご注意ください。

・東京海上日動がご紹介する事業者とのご契約は、お客様ご自身のご判断で実施いただくことになります。

・東京海上日動がご紹介する事業者と必ずご契約いただけることを保証するものではありません。

・東京海上日動がご紹介する事業者との間でサービス委託料等が発生した場合は、全額お客様ご自身の負担となります。

■本サービスをご利用の際は、利用申込書の「重要事項」を必ずご確認ください。

ご加入にあたって

1 加入プラン

標準セットプラン

以下の5プランよりお選びください。

基本補償 + <small>工事監理 業務補償 (オプション)</small>			プラン I	プラン II	プラン III	プラン IV	プラン O <small>(*2)</small>
	支払 限度額	対人1名あたり	2,500万円	5,000万円	1億5千万円	2億5千万円	500万円
	1事故/保険期間中 (対人・対物合算)	5,000万円	1億円	3億円	5億円	1,000万円	
	自己負担額 (免責金額)			1事故につき 10万円			
	建築設備機能 担保特約		1事故につき 500万円	保険期間中 1,000万円	自己負担額 (免責金額)	1事故につき 10万円	
法令基準 未達補償 <small>(*1)</small> + <small>工事監理 業務補償 (オプション)</small>	支払限度額 (1事故/保険期間中)	ミニプラン 1,000万円 / 3,000万円 / 5,000万円	ベーシックプラン 1事故につき 30万円	ワイドプラン 縮小支払割合 80%			
ご希望により補償の対象としないことも可能です。							

「基本補償」、「法令基準未達補償」、「構造基準未達補償」の加入プランに基づいて「工事監理業務補償」オプションに加入できます。

工事監理業務補償の支払限度額および免責金額は選択いただいた各補償(基本補償、法令基準未達補償、構造基準未達補償)の支払限度額および免責金額に準じます。(*3)

(*1)「法令基準未達補償」「構造基準未達補償」は特約です。両方お申込いただくと、それぞれの保険料に基準未達補償ダブル割引 -10%が適用されます。ただし、最低保険料はミニプランが2万円、ベーシックプランが3万円、ワイドプランが3万5千円です。

(*2)プランOは保険加入開始時において設計事務所を開設してから3年までの事務所のみがご加入できる限定プランです。ご加入にあたっては開設年月日が3年以内であることの証明書写しをご提出いただきます。また、開設後3年以内であってもプランI~IVまでのプランにご加入することも可能です。

(*3)ただし工事監理業務補償と各補償(基本補償、法令基準未達補償、構造基準未達補償)のお支払する保険金は合算され、各補償の支払限度額を限度とします。

オプション

構造基準未達補償 <small>(*1)</small> + <small>工事監理 業務補償 (オプション)</small>				
	プランA	プランB	プランC	プランD
支払限度額 (1事故/保険期間中)	5,000万円	1億円	5,000万円	1億円
自己負担額 (免責金額)	1事故につき 500万円	1事故につき 50万円		
縮小支払割合	80%			

設計・工事監理業務における設計成果物に関する応訴費用補償(弁護士費用補償)		
	プランA	プランB
支払限度額 (1事故あたり/保険期間中)	300万円	500万円
自己負担額 (免責金額)	1事故につき 10万円	
縮小支払割合	80%	

適合証明業務に関する補償		
	プランA	プランB
支払限度額 (1請求/保険期間中)	5,000万円	1億円
自己負担額 (免責金額)	1請求につき 10万円	

損害拡大防止軽減費用補償	
	支払限度額 (1事故/保険期間中)
自己負担額 (免責金額)	1事故につき 100万円
縮小支払割合	70%

・適合証明業務に関する補償の支払限度額は、基本補償の1事故支払限度額以内に設定する必要があります。

・上記を満たす場合でも、対人1名あたりの支払限度額は、適合証明業務に関する補償の支払限度額もしくは基本補償の対人1名あたりの支払限度額のいずれか低い方となります。

28・ただし適合証明業務に関する補償と基本補償のお支払する保険金は合算され、支払限度額を限度とします。

オプション

建物調査遂行中の 賠償責任補償	
支払限度額 (1名・1事故)	(対人・対物合算) 1,000万円
自己負担額 (免責金額)	なし

業務災害総合補償		プランA	プランB	プランC
支 払 限 度 額	使用者賠償責任支払限度額(1名・1災害)		1億円	
	雇用関連賠償責任支払限度額(1請求・保険期間中)		3,000万円	
	ハラスメント再発防止費用保険金額(1事故)		50万円	
	法律相談費用保険金額(業務災害用)(1回の災害につき)		10万円	
	法律相談費用補償(迷惑行為被害用)(1事故・保険期間通算)		10万円(保険期間通算30万円)	
補 償 内 容	死亡・後遺障害補償保険金額	300万円	500万円	700万円
	入院補償保険金日額	3,000円	5,000円	7,000円
	通院補償保険金日額	1,000円	3,000円	5,000円

サイバーリスク補償 スタンダードプラン		
支 払 限 度 額	賠償責任部分 (1請求・保険期間中)	1,000万円
	サイバーセキュリティ事故対応費用部分 (1事故(*4)・保険期間中)	500万円
	個人情報漏えい見舞費用支払限度額(1名)	1,000円
	法人見舞費用支払限度額(1法人)(*5)	50,000円
自己負担額(免責金額) (賠償責任部分:1請求につき) (サイバーセキュリティ事故対応費用部分:1事故・1請求につき)		なし
各費用固有 支払限度額 (1事故(*4)・保険期間中)		縮小支払割合
緊急対応費用(*6)(*7)	500万円	90%
サイバー攻撃対応費用、 原因・被害範囲調査費用、相談費用	500万円(*8)	100%
コンピュータシステム復旧費用	500万円	100%
再発防止費用	500万円	90%
訴訟対応費用	500万円	100%

(*4)訴訟対応費用については1請求となります。

(*5)これ以外のその他事故対応費用につきましてはHP掲載の約款をご確認ください。

(*6)情報漏えい限定プランでは補償対象外です。

(*7)サイバー攻撃が疑われる突発的な事象を被保険者が最初に発見した日の翌日から 30日以内、かつ、被保険者が緊急対応費用を負担する(支払が未済であっても業者に発注・依頼済みの場合を含みます。)より前に、引受保険会社(東京海上日動の緊急時ホットラインサービス(P.27 ご参照)を含みます。)にその事象についてご連絡いただく必要があります。ご連絡がない場合は、その事象を最初に発見した日の翌日から30日以内に生じた費用のみ補償対象となります。

(*8)サイバー攻撃対応費用、原因・被害範囲調査費用、相談費用で共有します。

サイバーリスク補償 情報漏えい限定プラン		
支 払 限 度 額	賠償責任部分 (1請求・保険期間中)	5,000万円
	サイバーセキュリティ事故対応費用部分 (1事故(*4)・保険期間中)	1,000万円
	個人情報漏えい見舞費用支払限度額(1名)	1,000円
	法人見舞費用支払限度額(1法人)(*5)	50,000円
自己負担額(免責金額) (賠償責任部分:1請求につき) (サイバーセキュリティ事故対応費用部分:1事故・1請求につき)		10万円
各費用固有 支払限度額 (1事故(*4)・保険期間中)		縮小支払割合
サイバー攻撃対応費用、 原因・被害範囲調査費用、相談費用	1,000万円(*8)	100%
コンピュータシステム復旧費用	1,000万円	100%
再発防止費用	1,000万円	90%
訴訟対応費用	1,000万円	100%

ご加入にあたって

2 年間掛金例

年間掛金例（制度運営費が含まれています。）

過去の事故件数による割増なし・無事故割引なし・専攻建築士割引なし・基準未達補償ダブル割引なし・Web割引なしの場合

標準セットプラン

(基本補償 + 法令基準未達補償* + 工事監理業務の基本補償・法令基準未達補償)					
年間設計・監理料	プラン I	プラン II	プラン III	プラン IV	プラン O
1,000万円	68,000円	68,500円	71,600円	72,650円	54,500円
3,000万円	79,260円	82,620円	98,760円	99,760円	68,370円
5,000万円	101,140円	115,540円	130,240円	133,890円	91,790円
1億円	179,790円	208,590円	237,990円	245,290円	161,090円

*法令基準未達補償はベーシックプランの場合の保険料例を記載しております。

法令基準未達補償なし（基本補償のみ）

年間設計・監理料	プラン I	プラン II	プラン III	プラン IV	プラン O
1,000万円	21,000円	21,000円	31,000円	31,000円	11,000円
3,000万円	21,000円	26,590円	34,060円	35,440円	16,000円
5,000万円	32,150円	43,650円	56,100円	58,400円	26,000円
1億円	63,300円	86,300円	111,200円	115,800円	51,000円

工事監理業務補償オプションを付帯した場合の合計掛金					
1,000万円	29,500円	30,000円	33,100円	33,550円	16,000円
3,000万円	29,500円	32,860円	49,000円	50,000円	18,610円
5,000万円	39,700円	54,100円	68,800円	72,450円	30,350円
1億円	78,400円	107,200円	136,600円	143,900円	59,700円

制度運営費について

発送事務費、掛金収納のための振替手数料など、団体制度の維持・運営費のために各加入者様より団体に制度運営費（1,000円）をお支払いいただいております。詳細は建築士賠償責任補償制度（けんぱい）係までお問合わせください。

オプション

構造基準未達補償

年間設計・監理料	プランA	プランB	プランC	プランD
最低保険料 30,000円				
1,000万円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
3,000万円	30,000円	31,960円	31,730円	35,360円
5,000万円	37,900円	42,240円	41,940円	46,740円
1億円	60,970円	67,960円	67,480円	75,190円

工事監理業務補償オプションを付帯した場合の合計掛金

1,000万円	38,500円	38,500円	38,500円	38,500円
3,000万円	38,500円	42,060円	41,830円	45,000円
5,000万円	47,210円	51,250円	50,950円	55,140円
1億円	74,420円	83,270円	82,610円	92,110円

設計・工事監理業務における設計成果物に関する応訴費用補償(弁護士費用補償)

年間設計・監理料	プランA	プランB
1,000万円未満	27,000円	49,000円
1,000万円以上3,000万円未満	29,000円	50,000円
3,000万円以上5,000万円未満	35,000円	51,000円
5,000万円以上	37,000円	52,000円

損害拡大防止軽減費用補償

年間設計・監理料	最低保険料 15,000円
1,000万円	15,000円
3,000万円	18,540円
5,000万円	30,900円
1億円	61,800円

業務災害総合補償

総売上高(*3)	プランA	プランB	プランC
1,000万円	47,470円	68,240円	89,090円
5,000万円	83,640円	120,330円	157,180円
1億円	115,520円	166,230円	217,100円

サイバーリスク補償 スタンダードプラン

総売上高(*3)	最低保険料 17,000円
1,000万円	17,220円
3,000万円	19,030円
5,000万円	23,090円
1億円	38,500円

適合証明業務に関する補償

適合証明業務の年間売上高(*1)	プランA	プランB
	最低保険料 5,000円	
100万円	5,000円	5,000円
500万円	10,500円	14,500円
1,000万円	21,000円	29,000円

サイバーリスク補償 情報漏えい限定プラン

総売上高(*3)	最低保険料 15,000円
1,000万円	15,000円
3,000万円	15,000円
5,000万円	21,300円
1億円	42,600円

建物調査遂行中の賠償責任補償

建物調査業務売上高(*2)	最低保険料 1,000円
100万円	1,580円
300万円	4,740円
500万円	7,900円
1,000万円	15,800円

(*)1)実際の保険料は、設計・監理の年間設計・監理料ではなく、適合証明業務の年間売上高をもとに加入者ごとに個別に算出した金額となります。

(*)2)実際の保険料は、設計・監理の年間設計・監理料ではなく、建物調査業務の売上高をもとに加入者ごとに個別に算出した金額となります。

(*)3)実際の保険料は、設計・監理の年間設計・監理料ではなく、全ての業務を含む総売上高をもとに加入者ごとに個別に算出した金額となります。

(注)ご申告いただいた年間設計・監理料、建物調査業務売上高、総売上高、適合証明売上高がご加入当時に把握可能な最近(直近)の会計年度の年間設計・監理料、建物調査業務売上高、総売上高、適合証明の年間売上高に不足していた場合には、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により、保険金を削減してお支払することになりますので、ご注意ください。

3 ご加入方法とご加入の流れ

更
新

新

新規・中途加入

更新に関するお知らせは、毎年2月頃にご案内させていただきます。

Web
更新

Web
割引
-1,000円

更新加入依頼書
による更新

Web
加入申込

Web
割引
-1,000円

加入依頼書
による申込

ご加入方法

事前準備

1

事前準備

※事務所名または代表者名を変更される場合は、WEBの変更届フォームからご依頼、または更新加入依頼書による更新をお願いいたします。ご連絡をいただきましたら、書類を送らせていただきます。

①最近会計年度の年間設計・監理料、建物調査業務売上高、総売上高、適合証明業務の年間売上高が分かる資料をお手元にご準備ください。

②設計事務所経営者または管理建築士の方が、専攻建築士制度の「統括設計(専攻領域)」「構造設計(専攻領域)」「設備設計(専攻領域)」の認定を受けている場合には、専攻建築士登録番号をお手元にご準備ください。

2

ご加入手続き

(1) 掛金の算出

<https://kenchikushikai.aic-agt.co.jp/>

日本建築士会連合会ホームページ → [保険制度] →



掛金の算出は、

<https://kenchikushikai.aic-agt.co.jp/>

日本建築士会連合会ホームページ → [保険制度] →

更新加入の方 →

加入依頼書
による更新
(書面更新)

にて、お願いします。

「試算結果[合計]」と
「見積No.」を
加入依頼書に
記載してください。

掛金の算出は、

<https://kenchikushikai.aic-agt.co.jp/>

日本建築士会連合会ホームページ → [保険制度] →

建築士事務所のための

けんばい

(建築士賠償責任保険制度)



新規加入の方

ボタンをクリック

にて、お願いします。

3

補償期間

(2) お申込み

更新加入の方 ◀

Webでの
更新

↓

更新

更新加入手続き

にて、お願いします。

申込締切日

ご案内のメールをご覧ください

記入例をご参考に「建築士賠償責任補償制度加入依頼書」に必要事項をご記入・押印して、同封の返信用封筒にてご郵送ください。

申込締切日

ご案内の郵送物をご覧ください

- ①掛金計算サイトから掛金の試算
- ②Web加入手続きへ ボタンをクリック
- ③メールアドレスの登録、メール送信
- ④受信したメールのURLから
「メインメニュー」→「新規加入手続きボタンをクリック」
- ⑤登録後自動送信メールにて振込等のご案内を送らせていただきます

申込締切日

各月20日まで

記入例をご参考に「建築士賠償責任補償制度加入依頼書」に必要事項をご記入・押印して、同封の返信用封筒にてご郵送ください。

(3) 掛金のお支払い

口座振替

2月27日

または

3月27日

(受付時期により、異なります。)

振込み

3月23日

2026年4月1日

⋮

2027年4月1日

振込み

補償開始月

前月の

23日まで

(23日が土日祝日の場合は、
前営業日までにお願いいた
します)

各月25日までに
お振込みの場合

翌月1日

⋮

2027年4月1日

4 各種割増引

過去の事故件数による割増

更新

- 事故割増：過去5年間の保険金支払事故の件数により次の割増が適用されます。

(設計業務における基本補償、法令基準未達補償、構造基準未達補償のみ適用されます。)

事故の件数	2件	3件
割増率	100%	200%

※保険金支払事故が4件以上となる場合は、

翌年のお引受けはお断りさせていただきます。

○この割増率は保険加入後の継続期間が
5年に満たない場合でも適用となります。

- 保険金支払事故の件数のカウントについて

保険金支払事故件数については、毎年11月30日を起算日として過去5年間の保険金支払事故をカウントします。

設計業務・工事監理業務における基本補償、法令基準未達補償、構造基準未達補償の事故件数をカウントします。

無事故割引 **-5%～-15%**

2026年度割引率拡大

更新

ご加入期間が5年間以上かつ過去
5年間以上無事故のご加入者は、
無事故期間に応じて
無事故割引-5%～-15%が適用
されます。

無事故割引率	補 償		
	基本補償、 工事監理(基本)	法令基準未達補償、構造基準未達補償 工事監理(法令・構造)	
無事故 期 間	5年	-5%	なし
	10年	-10%	-5%
	15年	-15%	

- 保険金支払事故の件数のカウントについて

保険金支払事故件数については、毎年11月30日を起算日として過去5年間～15年間の保険金支払事故をカウントします。

設計業務・工事監理業務における基本補償、法令基準未達補償、構造基準未達補償の事故件数をカウントします。

専攻建築士割引 **-5%**

新規・中途加入

更新

設計事務所経営者または管理建築士が、次の3つの専攻領域のうちいずれかの専攻建築士として認定・登録がされている場合、かつ過去10年以内に事故がない場合に-5%の割引が適用されます。

専攻領域：

統括設計

構造設計

設備設計

○専攻建築士割引を適用した設計事務所において保険金支払事故が発生した場合、翌年の更新契約については専攻建築士割引の適用は出来ません。
また、過去10年以内に事故ありの設計事務所の場合は割引の適用はありません。

基準未達補償ダブル割引 **-10%**

新規・中途加入

更新

「法令基準未達補償」と「構造基準未達補償」を両方お申込いただくと、それぞれの保険料に基準未達補償ダブル割引-10%が適用されます。

ただし、割引適用後の最低保険料は法令基準未達補償はミニプランが2万円、ベーシックプランが3万円、ワイドプランが3万5千円、構造基準未達補償は3万円となります。

例：法令基準未達補償(ベーシックプラン)で基準未達補償ダブル割引適用前保険料が33,000円の場合

$$33,000\text{円} \times (100\%-10\%) = 29,700\text{円}$$

ただし、最低保険料を下回るため、
割引後の保険料は30,000円

Web割引 **-1,000円**

新規・中途加入

更新

Webを通じてご加入いただいた場合、全体の保険料から1,000円の割引が適用されます。

5 総売上高、年間設計・監理料、建物調査業務売上高とは?

総売上高とは

設計料・監理料・その他の事業収入(駐車場収入やコンサルタント料等)など、**1年間の全ての業務を含む売上高(税込)**です。ご加入時において把握可能な最近(直近)の決算による数値をご申告ください。

業務災害総合保険・サイバーリスク補償(オプション)の保険料を算出する基礎数字となります。

年間設計・監理料とは

総売上高からその他の事業収入(駐車場収入やコンサルタント料等)を控除した、**1年間の設計料・監理料の合計額(税込)**です。ご加入時において把握可能な最近(直近)の決算による数値をご申告ください。

- 「設計料・監理料」は経営事項審査結果通知書・損益計算書・税務申告書に記載された数値と一致させてください。過小な数値で契約されると事故のとき、保険金の支払いが減額されます。
- また、建築設計・施工一貫請負の場合で設計料を分けていない場合は、完成工事高の3%~8%程度を目安として算出してください。ただし、社内会計基準等がある場合はその基準で結構です。
- ご加入時点で、前年度決算数値が確定していない場合は、前々年度の決算数値により算出してください。

建物調査業務売上高とは

耐震診断等の建物調査業務の、**1年間の売上高(税込)**です。

建物調査遂行中の賠償責任補償(オプション)の保険料を算出する基礎数字となります。

- ・保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度等の確定した保険料算出の基礎数字に基づいて保険料を算出します。保険期間中の基礎数字による精算は原則として行いません。
- ・ご申告いただいた保険料算出の基礎数字に誤りがあった場合は、申告をいただいた数値に基づく保険料と正しい数値に基づく保険料の割合によって、保険金を削減してお支払いすることになりますので、ご注意ください。
- ・ご加入が保険期間中に解除・解約された場合(中途更改を含みます)には、普通保険約款・特別約款・特約に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。

総売上高、年間設計・監理料、建物調査売上高に関するQ&A

Q1 今年度はまだ決算が確定していないのでどの数字を捉えるのか?

A1 最近(直近)で把握できる決算数値をもとにしてください。
直近の決算数字が確定していない場合は前年度決算数字をご使用ください。

Q2 直近で把握できる決算数値については申込時に確認書類(損益計算書等)の添付は必要ですか?

A2 確認書類の添付は不要です。ただし、加入依頼書に記入する総売上高、年間設計・監理料に間違いがないかを確認の上、建築土賠償責任保険保険料算出の基礎数字確認欄の確認印を押印してください。

Q3 事務所の売上には設計料や監理料以外の売上もありますがこれを含めるのですか?

A3 総売上高については設計料や監理料以外の売上も含めた数値をご申告ください。
年間設計・監理料については、設計料や監理料以外(たとえば、駐車場収入やコンサルタント料など)は除いてください。

Q4 年によって決算数値が違うが一度契約したら毎年掛金は変わらないのか?

A4 最近(直近)の決算数値により総売上高、年間設計・監理料をご申告いただきますので、毎年掛金は変わります。来年の更新手続の際に、同じように最近(直近)の決算数値に基づき掛金を算出していただきます。

Q5 総売上高、年間設計・監理料を少なくして掛金を支払っていた場合は?

A5 事故があった時に保険会社から総売上高、年間設計・監理料の確認がある場合があります。
ご加入時に申告いただいた総売上高、年間設計・監理料に誤りがあった場合には、申告いただいた数値に基づく保険料と正しい数値に基づく保険料の割合によって、保険金を削減してお支払いすることとなります。なお、保険契約者または被保険者の故意または重過失によってご加入時に誤った申告がなされた場合は、ご加入が解除され、保険金が支払われないことがあります。

制度に関するQ&A

Q1 事故が何度あっても支払限度額は減らないのか?

A1 保険金の支払いがあった場合、支払った保険金の額が支払限度額から減じられます。(除く建物調査遂行中の賠償責任補償、業務災害総合保険の一部特約)

Q2 現在施工中のものも補償の要件に該当すれば対象となるのか?

A2 設計図書、指示書または施工図承認書の完成・引渡しが保険開始日より1年前以降のものは対象となります。

Q3 別の団体の運営する建築家賠償責任保険を解約し、建築士会の「けんばい」に新たに加入した場合、以前の補償期間を引き継ぐことはできますか?

A3 従来は引き継ぎを認めていませんでしたが、平成23年4月1日保険始期契約より、条件付きではあります
が引き継ぎが可能となります。ただし、10年間無事故である等の条件や掛金も異なりますので、事前に取扱代理店に必ずご照会ください。(詳細は47ページの「他団体からの切替に関する特約条項」をご確認ください。)

Q4 この保険の掛金は損金として処理できますか?

A4 はい。掛金は全額損金処理できます。

Q5 サイバーリスク補償 スタンダードプランと情報漏えい限定プランは、両方加入することができますか?

A5 はい、加入できます。情報漏えいに起因する損害賠償部分は5,000万円限度(情報漏えい限定プラン)、情報漏えい限定プランで補償されないサイバーリスクに関する情報漏えい以外の事由に起因する損害賠償部分は1,000万円限度(スタンダードプラン)で補償されます。

なお、情報漏えい限定プランに加入せず、スタンダードプランにのみ加入する場合、情報漏えいに起因する損害部分が1,000万円限度で補償されます。

Q6 設計・工事監理業務における設計成果物に関する応訴費用補償(弁護士費用補償)は、発注者から訴訟をされないと補償対象外ですか?

A6 はい、設計契約の発注者より訴えられた場合に限り応訴費用等が補償対象となります。応訴費用には、委任弁護士への委任着手金、相談費用、報酬金が含まれます。

Q7 「許容応力度計算」、「仕様規定」どちらが構造基準未達補償で補償対象となりますか?

A7 いずれの計算方法であっても、その他免責事項に該当しなければ、構造基準未達補償で補償されます。

6 加入者証

建築士法第24条の6(書類の閲覧)に規定される書類として、下図の内容の「加入者証」をWeb上マイページよりダウンロードください。

建築士賠償責任補償制度（けんぱい）加入者証						
〒100-0000 東京都千代田区1111-1		公益社団法人日本建築士会連合会				
株式会社 東京海上建築事務所 代表取締役 東海 太郎 様		証券番号	Y903396611			
		保険期間	2025年4月1日午後4時から 2026年4月1日午後4時まで			
		建築士会名	東京建築士会			
		建築士数	1人			
		他団体の引き継ぎ	無			
		建築に関する補償の 事故件数	過去5年間 0件 過去10年間 0件			
加入者証番号 0000						
支 払 限 度 額	保険種類	賠償責任保険				
	特別約款	建築家職業危険特別約款、請負業者特別約款、情報通信技術特別約款、情報通信技術特別約款（情報漏えい限定担保用）				
	標準セットプラン	基本補償	プランIV	対人 1名につき 対人・対物合算 対人・対物合算 免責金額 建築設備機能担保特約 対物 1事故につき 免責金額	2億5,000万円 5億円 5億円 10万円 500万円 1,000万円 10万円	
		工事監理オプション	補償あり			
		法令基準未達補償	補償あり	対人・対物合算 対人・対物合算 免責金額 縮小支払割合	3,000万円 3,000万円 30万円 80%	
		構造基準未達補償	プランD	対人・対物合算 対人・対物合算 免責金額 縮小支払割合	1億円 1億円 50万円 80%	
		工事監理オプション	補償あり			
		建築物省エネ法に基づく説明・届出業務に関する補償 説明・届出業務		支払限度額（1請求/保険期間中） 免責金額	3,000万円 10万円	
		初年度加入日	2021年4月1日			
		構造基準未達補償		対人・対物合算 対人・対物合算 免責金額 縮小支払割合	1事故につき 保険期間中の総限度額 1事故につき 50万円	
支 払 限 度 額	適合証明業務に関する 補償	補償なし	補 償 な し			
	設計・工事監理業務における 設計成果物に関する応訴費用 補償	プランA	支払限度額（1請求/保険期間中） 免責金額 縮小支払割合	500万円 10万円 80%		
		損害拡大防止軽減費用補償	補償あり	支払限度額（1請求/保険期間中） 免責金額 縮小支払割合	500万円 100万円 70%	
		建物調査業務中の賠償責任補償		対人・対物合算 対人・対物合算 免責金額	1,000万円 1,000万円 なし	
		サイバーリスク補償スタンダードプラン		賠償責任部分 対応費用部分 免責金額	1請求・保険期間中 1事故・保険期間中 賠償責任部分：1請求につき 対応費用部分：1請求につき	1,000万円 500万円 なし なし
		サイバーリスク補償情報漏えい限定プラン		賠償責任部分 対応費用部分 免責金額	1請求・保険期間中 1事故・保険期間中 賠償責任部分：1請求につき 対応費用部分：1請求につき	5,000万円 1,000万円 10万円 10万円
保険料 568,630円		〔上記保険料に加えて団体制度の維持・運営のための 制度運営費1,000円をお支払いいただいております。〕		作成日 2025年4月15日 月曜日	東京海上日動火災保険株式会社	

上記は2024年度レイアウトに基づくイメージにつき、補償内容に合わせ変更となる可能性がございます。

住所変更など加入内容に変更が生じた場合は以下ご連絡先までご通知頂きますようお願いいたします。

＜ご連絡先＞ (公社) 日本建築士会連合会 建築士賠償責任補償制度（けんぱい）係
株式会社 エイアイシー TEL: 03-6272-6206
<https://kenchikushikai.aic-agt.co.jp/henkotodoke/>

もし事故が起こったら

①まずは以下ご確認ください。

【建築家賠償責任保険】

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることができますのでご注意ください。

【請負業者賠償責任保険、業務災害総合保険】

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることができますのでご注意ください。

【サイバーリスク保険】

(サイバーセキュリティ事故対応費用(訴訟対応費用、緊急対応費用を除く))

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることができますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要となります。

(緊急対応費用)

サイバー攻撃が疑われる突発的な事象を被保険者が最初に発見した日の翌日から30日以内、かつ、被保険者が緊急対応費用を負担する(支払が未済であっても業者に発注・依頼済みの場合を含みます。)より前に、引受保険会社(東京海上日動の緊急時ホットラインサービスを含みます。)にその事象の発生についてご連絡ください。ご連絡がない場合は、その事象を最初に発見した日の翌日から30日以内に生じた費用のみ補償対象となります。なお、保険金請求にあたってはサイバー攻撃が疑われる突発的な事象の発生を客観的に示す情報のご提出が必要となります。

(上記以外)

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることができますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要となります。

【共通】

保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

②上記で確認した内容を建築土賠償責任補償制度(けんぱい)事故事故連絡票フォームでご連絡ください。

事故連絡は日本建築士会連合会ホームページ(<https://kenchikushikai.aic-agt.co.jp/>)に掲載している

「建築土賠償責任補償制度(けんぱい)事故連絡票フォーム」でご連絡ください。

後ほど引受保険会社から事故内容の詳細確認および必要書類の提出依頼の連絡があります。

事故時の
ご連絡先

日本建築士会連合会 建築賠償責任補償制度(けんぱい)係

株式会社 エイアイシー <https://kenchikushikai.aic-agt.co.jp/jikohoukokuhyo-flow/>

〒102-0083 東京都千代田区麹町3-3-8 麹町センタープレイス 2階 TEL. 03-6272-6206 FAX. 03-6272-6209

③被害者の主張をよくご確認ください。

公正で妥当な解決のために専門家に相談のうえ対応する旨を告げてください。

安易なお約束をした場合、補償されないことがありますので、ご注意ください。

*事故責任の有無・賠償額について紛議が生じた場合は、日本建築士会連合会・建築士賠償責任補償制度事故審査委員会で審議のうえ、公正且つ適正に決定します。

事故発生時の保険会社窓口は

東京海上日動火災保険株式会社

本店損害サービス部 医師・専門職業損害サービス室

Tel. 03-3515-7507

※左記は事故発生時の保険会社窓口となります。なお、事故発生時は一旦
(公社)日本建築士会連合会 建築士賠償責任補償制度係に事故連絡票
フォームでご連絡ください。また、制度内容・募集に関してのご質問につき
ましては当パンフレット巻末のお申込・お問合せ先までご照会ください。

事故に関するQ&A

Q1 今まで責任が明確でない場合も示談で済ませていたケースがあるが、今までどおりこちらで処理したものでも支払われるのか?

A1 事故が発生したことを知ったら速やかに建築士賠償責任補償制度係に事故連絡票フォームでご連絡ください。また示談をする場合も引受保険会社と打ち合わせの上進めてください。

Q2 施工業者のミスか設計者のミスかの判断はどう行いますか?

A2 判別が難しいものについては事故審査委員会で審議し、公正かつ適正に決定します。事故審査委員会は、建築紛争に豊富な経験を持つ建築士・弁護士等で構成されます。

発生している紛争が保険金をお支払いできない事例であるとされたとしても、事態の解決に向けて法律相談だけでも受けたいとお考えの際は別途案内できるケースもございますので、取扱代理店までお問い合わせください。

ご加入の際のご注意点

<示談交渉サービスは行いません>

この保険には、引受保険会社が被保険者に代わって被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがいまして、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知置きください。なお、引受保険会社の承認を得ないで被保険者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

<保険金請求の際のご注意>

賠償責任保険(業務災害総合保険については、使用者賠償責任補償特約条項・雇用関連賠償責任補償特約条項)において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に対するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することが出来ます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対してすでに損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

<告知義務>

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

*代理店には、告知受領権があります。

<通知義務>

○建築家賠償責任保険、サイバーリスク保険の場合

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご加入を解除することができます。

○請負業者賠償責任保険、業務災害総合保険の場合

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払できないことがあります。

<他の保険契約等がある場合>

この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます)が他にある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

○他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

○他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

使用者賠償責任補償特約条項と重複する保険契約や共済契約(労働災害総合保険の使用者賠償責任条項等、補償対象者の業務上の身体障害に起因する法律上の損害賠償責任を対象とするものを除きます。以下同様とします。)がある場合については、上記にかかわらず、次のとおり保険金をお支払いします。

○使用者賠償責任補償特約条項と重複する保険契約や共済契約がある場合

他の保険契約等は関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて、この保険契約から優先して保険金をお支払いします。

<補償の重複に関するご注意>

補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますか、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

<加入者証>

加入者証は加入内容を確認する大切なものです。加入者証が届きましたら、ご意向どおりの内容になっているかをご確認ください。また、加入者証が届くまでの間、当パンフレットや加入依頼書控等の加入内容がわかるものを保管してください。ご加入後、1ヶ月を経過しても加入者証が届かない場合には、団体窓口にご照会ください。

<取扱代理店の業務>

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。従いまして、取扱代理店と有効に締結されたご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

<保険適用地域>

○建築家賠償責任保険の場合

日本国外の建築物の設計業務等による事故は補償されません。

○請負業者賠償責任保険の場合

日本国外で発生した事故は補償されません。

○業務災害総合保険の場合

雇用関連賠償責任補償特約条項・ハラスマント再発防止費用補償特約条項・法律相談費用補償特約条項(迷惑行為被害用)について、日本国外で発生した事故は補償されません。

○サイバーリスク保険の場合

日本国外で発生した情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償対象となります。日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。

<お申込者と被保険者が異なる場合>

ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

<共同保険の引受割合について>

この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険㈱が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、以下の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

【引受保険会社】	【引受割合】
東京海上日動火災保険㈱(幹事保険会社)	75%
あいおいニッセイ同和損害保険㈱	24%
三井住友海上火災保険㈱	1%

<保険会社破綻時の取扱い>

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(*))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヵ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(※) 保険契約者が個人等以外のものである保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(*) 外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

<重大事由による解除について>

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合

○保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

業務災害総合保険

基本 補 償	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
	死亡補償 保険金	<p>補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害(▲1)を被り、身体障害(▲1)を被った日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p> <p>▶死亡・後遺障害補償保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>*1 事故について、補償対象者ごとに既に支払われた後遺障害補償保険金がある場合は、死亡・後遺障害補償保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</p>	(1)次のいずれかに該当する事由によって補償対象者が被った身体障害(▲1) a. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 b. 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)またはこれによって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用 c. 上記a. b. の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故 d. 上記b. 以外の放射線照射または放射能汚染等
	後遺障害補償 保険金	<p>補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害(▲1)を被り、身体障害(▲1)を被った日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合</p> <p>▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害補償保険金額に4%～100%の割合を乗じた額をお支払いします。^{*1}</p> <p>*1事故について、死亡・後遺障害補償保険金額が限度となります。</p> <p>*1 ご契約によっては7級以上(支払割合42%～100%)に相当する後遺障害に限定してお支払いします。</p>	(2)次のいずれかに該当する身体障害(▲1) a. 風土病による身体障害(▲1) b. 化学物質による胆管がんまたは粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症もしくはじん肺法に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則第1条各号に規定する疾病 c. 補償対象者が次のいずれかに該当する間にその補償対象者本人が被った身体障害(▲1) (a)法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものといいます。)を持たないで自動車等を運転している間 (b)道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 (c)麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等を使用した状態で自動車等を運転している間 d. 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」をいいます。)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの等
	入院補償 保険金	<p>補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害(▲1)を被り、身体障害(▲1)を被った日からその日を含めて180日以内に入院された場合</p> <p>▶入院補償保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、身体障害(▲1)を被った日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日^{*2}を限度とします。</p> <p>*2 ご契約によっては30日で設定する場合があります。</p>	(3)直接であるか間接であるかにかかわらず、次のいずれかに該当する事由に起因する身体障害(▲1) a. 石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性 b. 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する上記a. と同種の有害な特性
	手術補償 保険金	<p>補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害(▲1)を被り、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術^{*3}または先進医療^{*4}に該当する所定の手術を受けられた場合</p> <p>▶入院補償保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。</p> <p>ただし、1事故について身体障害(▲1)を被った日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。</p> <p>*3 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。</p> <p>*4 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります)。</p>	
	通院補償 保険金	<p>補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害(▲1)を被り、身体障害(▲1)を被った日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合</p> <p>▶通院補償保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、身体障害(▲1)を被った日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は1事故について90日^{*5}を限度とします。</p> <p>*5 通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等を常時装着した日数について、「通院した日数」に含みます。</p> <p>*5 ご契約によっては30日で設定する場合があります。</p>	

※【身体障害(▲1)が業務上疾病の場合】

各種保険金の支払要件について、「身体障害(▲1)を被った日からその日を含めて180日以内」の規定は適用しません。労災保険法等によって給付が決定され、補償対象者またはその遺族による被保険者に対する補償金の請求が、労災保険法等により特定された発症日または発病日が属する保険期間の終了日の翌日から起算して3年以内になされた場合等に、保険金をお支払いします。詳細は、約款をご参照ください。

※被保険者は、引受保険会社が支払った保険金の全額を補償対象者またはその遺族に支払わなければなりません。

主 な 特 約	使用者 賠償責任 補償特約条項	従業員等が業務上の事由または通勤により被った身体障害(▲1)について、被保険者 ^{*6} が法律上の損害賠償責任を負担した場合
		<p>▶災害について、正味損害賠償金^{*7}から免責金額(▲2)を差し引いた額をお支払いします。ただし、ご契約された支払限度額(▲3)を限度とします。</p> <p>*6 被保険者とは次のいずれかの者をいいます。ただし、②および③の者は、記名被保険者が行う業務に関する限りにおいて、被保険者に含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①記名被保険者、②記名被保険者の下請負人、③①または②が法人である場合は、その役員 <p>*7 「正味損害賠償金」とは、損害賠償責任額から次のア～ウの合計額を差し引いた金額をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 労災保険法等により給付されるべき金額 イ. 自動車損害賠償責任保険等により支払われるべき金額 ウ. 次の金額の合計額 <ul style="list-style-type: none"> ・法定外補償規定(▲4)に基づき被保険者が補償対象者またはその遺族に支払うべき金額 ・法定外補償規定(▲4)を定めていない場合は、業務災害総合保険により支払われる保険金のうち、補償対象者またはその遺族に支払われるべき金額 ・災害補償を目的とする保険契約または労働協約等に基づき補償対象者またはその遺族に支払われる金額によって、被保険者が法律上の損害賠償責任を免れる場合は、その金額

主 な 特 約	<p>雇用関連 賠償責任 補償特約条項</p> <p>日本国内において行われたセクハラ、パワハラ、マタハラ、労働条件の差別的取扱い等の侵害行為により従業員等に生じた精神的苦痛、雇用契約上の権利の侵害等について、被保険者*8が法律上の損害賠償責任を負担した場合または被保険者*8に対して地位確認等の請求もしくは賃金等の支払請求がなされた場合</p> <p>▶1請求について、法律上の損害賠償金*9の額から免責金額(▲2)を差し引いた額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、ご契約された支払限度額(▲3)を限度とします。</p> <p>※使用者賠償責任補償特約条項をセットするご契約のみに本特約をセットできます(ただし、ご契約によっては、本特約をセットすることができない場合があります。)</p> <p>*8 被保険者とは次のいずれかの者をいいます。ただし、②および③の者は、記名被保険者が行う業務に関する限りにおいて、被保険者に含まれます。</p> <p>①記名被保険者、②記名被保険者の使用人*10、③記名被保険者の役員*10</p> <p>*9 賃金の支払または不払による損害に対しては、解雇に伴う雇用契約終了後の期間に相当する不払賃金による損害(判決または審判により解雇が無効と認定されたことによって生じた賃金の支払による損害)に限り、法律上の損害賠償金として扱います。</p> <p>*10 既に退職となつた使用人および既に退任となつた役員を含みます。ただし、遡及日より前に退職した使用人および退任した役員を除きます。</p> <p>ハラスメント 再発防止費用 補償特約条項</p> <p>(雇用関連 賠償責任補償 特約条項用)</p> <p>日本国内において行われた次の侵害行為により従業員等に生じた精神的苦痛等について、被保険者*11が法律上の損害賠償責任を負担し、記名被保険者があらかじめ弊社の同意を得て再発防止に向けた措置を講じた場合</p> <p>▶損害賠償請求がなされた日からその日を含めて1年以内に支出した再発防止費用に対して、1事故について、50万円を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>(1)職場において行われる性的な言動に対する補償対象者の対応によりその補償対象者に不利益を与えることまたはその性的な言動により就業環境を害すること。</p> <p>(2)職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、補償対象者の就業環境を害すること。</p> <p>(3)次のいずれかの事由に関する、職場において行われる補償対象者に対する言動により、その補償対象者の就業環境を害すること。</p> <p>①補償対象者の妊娠、出産または産前・産後休業等の制度または措置の利用 ②育児休業、介護休業およびその他の子の養育または家族の介護に関する制度または措置の利用</p> <p>記名被保険者が、あらかじめ弊社の同意を得て迷惑行為被害*12の再発防止に向けた措置を講じた場合</p> <p>▶迷惑行為被害*12の発生を知った日からその日を含めて1年以内に支出した次の再発防止費用に対して、1事故について、50万円を限度に保険金をお支払いします。ただし、法律相談費用補償特約条項(迷惑行為被害用)の保険金が支払われた場合に限ります。</p> <p>(1)迷惑行為被害の再発防止策に関するコンサルティング費用。ただし、法律相談費用補償特約条項(迷惑行為被害用)にて支払われる費用は除きます。</p> <p>(2)マニュアル策定費用 (3)従業員教育費用</p> <p>※雇用関連賠償責任補償特約条項をセットするご契約に自動セットされます。</p> <p>*11 被保険者とは次のいずれかの者をいいます。ただし、②および③の者は、記名被保険者が行う業務に関する限りにおいて、被保険者に含まれます。</p> <p>①記名被保険者、②記名被保険者の使用人*13、③記名被保険者の役員*13</p> <p>*12 記名被保険者が業務において保険事故*14により金銭上の損害を被ることまたはそのおそれが発生したことといい記名被保険者が提供する商品・サービスの取引の相手方の債務不履行に関するものを除きます。</p> <p>*13 既に退職となつた使用人および既に退任となつた役員を含みます。ただし、遡及日より前に退職した使用人および退任した役員を除きます。</p> <p>*14 日本国において記名被保険者の業務が迷惑行為*15により妨害されることまたはそのおそれをおいいます。ただし、記名被保険者が所有する特許権、著作権、商標権等の知的財産権が侵害されることおよび記名被保険者が詐欺に遭うことを除きます。</p> <p>*15 第三者による威力、脅迫、強要、不退去、性的な言動、偽計、虚偽の風説の流布またはこれらに類似の行為をいいます。</p>
------------------	--

 用語解説	<p>1 身体障害 ……………… 次のいずれかに該当する身体の障害をいいます。</p> <p>ア. 傷害 次のいずれかに該当するものをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 急激かつ偶然な外來の事故によって身体に被った傷害 (イ) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状。ただし、継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。 <p>イ. 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒。ただし、業務に従事中または通勤中に摂取した食品が原因である場合に限ります。</p> <p>ウ. 業務に起因して生じた症状 業務遂行に伴って発生する症状のうち、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要[ICD-10(2013年版)準拠]」に記載された分類項目中、次に掲げる基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 熱および光線の作用(基本分類コード: T67) (イ) 気圧または水圧の作用(基本分類コード: T70) (ウ) 低酸素環境への閉じ込め(基本分類コード: W81) (エ) 高圧、低圧および気圧の変化への曝露(基本分類コード: W94) <p>工. 外来性疾病 労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、上記ア.からウ.までに該当しないもので、かつ、次の要件をすべて満たすものをいいます。ただし、振動性症候群、腱鞘炎、負傷によらない業務上の腰痛、疲労の蓄積もしくは老化によるもの、精神的ストレスを原因とするもの(ストレス性胃炎等をいいます。)またはかぜ症候群は除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①偶然かつ外来によるもの ②労働環境に起因するもの ③疾病の原因が時間的および場所的に確認できるもの <p>才. 業務上疾病 労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、上記ア.からエ.までに該当しないもので、かつ保険金の種類ごとに、これを原因として労災保険法等によって給付が決定されたものをいいます。</p> <p>※使用者賠償責任補償特約条項・法律相談費用補償特約条項(業務災害用)の場合は、傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。</p> <p>2 免責金額 ……………… お支払いする保険金の計算にあたって、保険金のお支払い対象となる損害の額から差し引かれる金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。</p> <p>3 支払限度額 ……………… 引受保険会社がお支払いする保険金の上限額をいいます。</p> <p>4 法定外補償規定 ……………… 従業員等に対し、政府労災保険の給付のほかに一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規程等をいいます。</p>
--	---

このパンフレットは、建築士賠償責任補償制度(けんぱい)(建築家賠償責任保険、請負業者賠償責任保険、サイバーリスク保険、業務災害総合保険)の内容についてご紹介したもので、詳細は保険会社よりご契約者である団体の代表者にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

なお、パンフレットにはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

この保険は、公益社団法人日本建築士会連合会を契約者とし、建築士会会員が経営・勤務または所属する事務所または会員個人(法人でない建築事務所の場合)を記名被保険者とする建築家賠償責任保険、請負業者賠償責任保険及びサイバーリスク保険、業務災害総合保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は公益社団法人日本建築士会連合会が有します。

MEMO

MEMO

MEMO

お申込・お問い合わせ先

日本建築士会連合会 建築士賠償責任補償制度(けんばい)係 株式会社 エイアイシー

〒102-0083 東京都千代田区麹町3-3-8 麹町センタープレイス 2階

Tel.03-6272-6206 Fax.03-6272-6209

E-mail: kenbai@aic-agt.co.jp

<個人情報の取扱いに関するご案内>

保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社および引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

((公社)日本建築士会連合会共済補償制度係・取扱代理店)

株式会社 エイアイシー

〒102-0083 東京都千代田区麹町3-3-8 麹町センタープレイス 2階
tel.03-6272-6206 fax.03-6272-6209
E-mail: kenbai@aic-agt.co.jp

(引受保険会社(幹事))

東京海上日動火災保険株式会社

担当課: 公務第一部公務第一課

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
tel.03-3515-4122

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会にご相談いただかずか、解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。[\(https://www.sonpo.or.jp/\)](https://www.sonpo.or.jp/)

03-4332-5241 (全国共通)

受付時間: 午前9時15分～午後5時
(土日祝・年末・年始を除きます。)